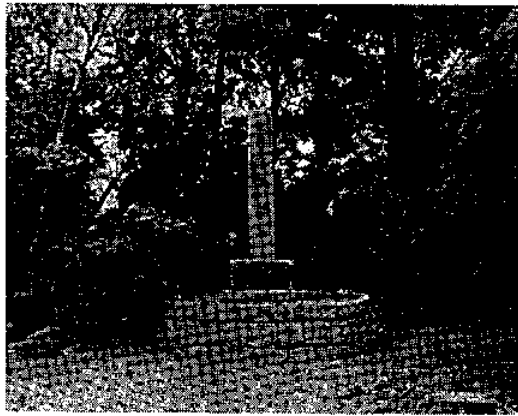


第二章 南北朝内乱期の高槻地方

第一節 北摂地方の戦乱

元弘の乱と 元弘(南朝)元(二三三二)年十月、笠置山の行宮が六波羅軍の攻撃をうけて陥ち、後醍醐天皇は捕われの身となり、神器を六波羅の擁する光厳天皇に渡し後醍醐天皇は退位せざるをえなかつた。一方楠木正成の拠る河内赤坂城も幕府軍の手に落ち、正成はいずれともなく姿を消していた。翌二年三月、後醍醐天皇は隠岐へ配流されたが、正成などはこれと隠密裡に連絡をとり、再起を企てていた。そして十一月、後醍醐天皇の皇子で比叡山にいた尊聖法親王は還俗して護良親王(大塔宮といふ)となり吉野で挙兵。これより先四月、楠木正成は紀伊国紀ノ川ぞいの湯浅氏の城を攻撃し、秋頃から摂河泉地方での動きがようやく活発となつていった。護良親王に呼応して千早城で挙兵した楠木軍は北摂地方にも軍を進め、十二月中旬には山崎を攻める情勢にあり、京都の人心動揺はおおるべくもなかつた。その時の楠木軍の先陣は、芥川にあつたといわれている。これに対し六波羅では、宇都宮公綱・赤松則村(円心)を将として攻撃をかけ、これを忍頂寺に追いしりぞけ、ここにたてこもつた兵にさらに攻撃をかけ、多数の首級をあげたと



写102 千早城跡 (南河内郡千早赤阪村)

槻市域内の柱本という河川沿岸の要衝に兵を分けて配置し、いったん迎撃の体制をとった。しかし楠木方は策略をもち、大軍は住吉・天王寺などにひそませ、小軍をもって六波羅の出撃をさそい、これを渡辺に撃つて戦利を取めたという。この敗戦の報をきいた六波羅では、さきに戦功のあった宇都宮公綱を急派したが、その兵数百、恐らく西国街道を下ったものと思われる。権門勢家と何らかの関係をもつてのこの行動であったとしても、見さかにもなく乗馬を奪い人夫を徴発しながら通過したため、旅人は往路を変更し、道路

いう〔植村清三「楠木正成」〕。そして翌年正月になると楠木軍は河内・和泉両国をほぼ掌中にし、摂津へ本格的な進撃を開始し、住吉・天王寺辺に打ち出て、渡辺橋の南に陣をとった。これに対し、六波羅方は、得宗被官である隅田・高橋を軍奉行にすえ攻勢を編成したのであるが、この時、芥河氏も加えられている〔中世八五〕。『太平記巻第六』はこの合戦を元弘二年五月のこととして、これは元弘三年正月の誤記である〔中世八五〕。この隅田・高橋に率いられた六波羅軍の総勢を『太平記』は五千騎と、『楠木合戦注文』は僅か五十騎として、その数値にはあまりに大きな隔たりがある。『合戦注文』の「五十」は「五千」の誤記・誤写ではないかと思われるが、いま正確を期しえない。いずれにしても六波羅軍は尼崎・神崎などの港湾要衝と高

ぞいの家々は戸を閉ざしたという。かくして柱本に着き一夜をここで過した〔中世八五〕。

この『太平記』の記事は、交通路やまた交通路上の要衝が戦乱時には軍馬に蹂躪され、戦乱の巷となって周辺の住民らが多大の損害を受けたことを伝えている。

こうして宇都宮公綱とその手兵の決死の行動は、正成のよく読みとるところとなり、また楠木方の損害も少なくないこともあって、正成は天王寺の本営を払い南河内の本拠に退いたのである。しかし一方、いったん天王寺に入った宇都宮勢も、野伏勢の出没に苦しみ、ついにこれも退却したという。

結局は鎌倉幕府の滅亡につながっていった元弘の変のなかで、北摂地方高槻でも軍馬の往来が絶えず、風雲急な数ヵ月を過したのである。

六波羅の滅 元弘三年一月、摂津渡辺の合戦で六波羅軍が敗北を喫していた頃、赤松則村は後醍醐天皇方亡と眞上氏に味方して本国播磨国（兵庫県南部）で旗あげをしていた。閏二月には後醍醐天皇が隠岐島

から脱出を実行したが、その実行数日前、護良親王は箕面寺に後醍醐天皇還幸祈禱を命じている。脱出は後醍醐天皇と護良親王の間であらかじめ黙約ができていて、その還幸の通路沿いにある箕面寺に手がうたれたと考えられないこともない。赤松攻撃のため六波羅軍は佐々木時信などを将として西下したが、摩耶城で大敗し、京都に敗走した。その時赤松則村は箕面寺に武士乱入狼藉禁止を布告し、箕面寺の保護者であることの意志を表示し、後醍醐天皇・赤松方への支援をとりつけようとしている。この直後、三月中旬、鎌倉幕府の滅亡に直接つながる瀬川合戦があり、六波羅軍敗戦。赤松軍は瀬川宿川原を発って、路次ぞいの家に放火し、その光をたよりに逃げる敵を追って東上した〔太平記 巻第八〕。ふたたび西国街道沿いは戦場と化したのである

が、それまで高槻地方にいた六波羅方武士は、六羅波と運命をともしなければならなかった。その一つに真上氏がある。

その年の五月、六波羅の有力な支援軍として山陰地方にむけ京都を出発した足利高氏（尊）軍は、丹波篠村八幡宮神前で、後醍醐天皇に味方し、鎌倉幕府の実権を掌中にして政治を独裁している北条氏を撃つという、重大な決意をし、踵をめぐらせて京都に逆もどりして六波羅を攻めた。五月七日、六波羅南北両探題は六波羅の役所を脱出し、ここに六波羅探題は瓦解した。六波羅探題北方の北条仲時は摂津守護を兼任していたため、摂津国内の武士は北条仲時の軍事指揮下に入ることが義務づけられていたが、利に敏な当時の武士が、敗北が決定的な武將と運命までも共にすることは、そうありうることはなかった。しかし真上持直と子息信直は、逃げる北条仲時と二日間行動をともし、五月九日、近江国番場宿米山麓の一向堂前で、追撃してきた足利軍と合戦になった。しかしもはや敵するところではなく、二八才の北条仲時とともに敗死した。その時の戦死者はすべてで四三〇余人であったという。このなかには、かなりの自害者もいたというが、真上父子の末期が自害であったか戦死であったかは知るよしもない〔近江国番場宿（蓮華寺過去帳）〕。

この番場宿で戦死した真上氏は、宝徳元（一四四九）年二月の年号のある「真上氏子孫次第」という記録によると、真上政好と芥河信時の娘との間に生まれた政房とその子の三人であったという〔子世一八四〕。「近江国番場蓮華寺過去帳」の伝える名前「持直」と違っているが、これは「過去帳」の誤写であって同一人物であることはほぼ間違いない。真上氏の名跡はかろうじて一族で継承され絶ゆることなく続いたが、大きな打撃をうけたことは否定すべくもなく、鎌倉幕府の滅亡という歴史的な大きな事件は、高槻地方の武士や民衆に

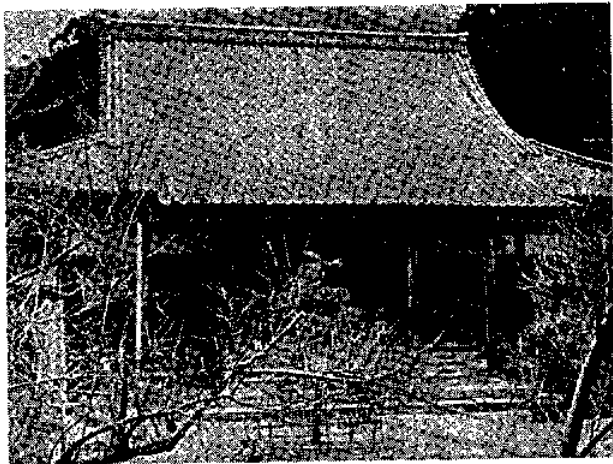
IV 中世の高槻

もさまざまな影響を与えていたのである。

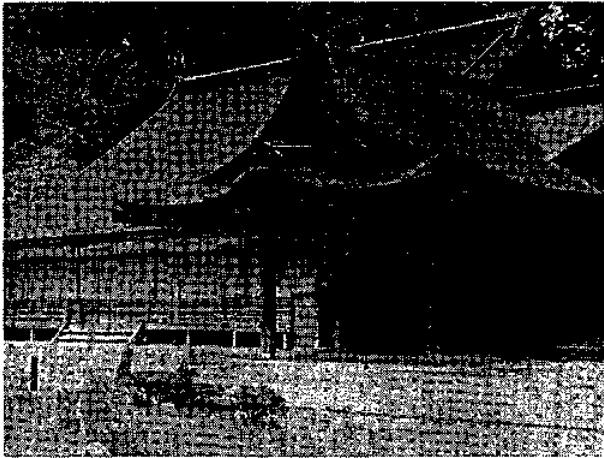
建武政権の樹立 隠岐島を脱出し伯耆の名和長年のもと
と小真上の安堵 にいた後醍醐天皇は、五月下旬に伯耆

を発して備中・備前・播磨を経て五月三十日には兵庫に入った。兵庫を発って京都に向った時、河内金剛山の囲を解いた楠木正成がその配下の軍兵とともに天皇に謁し、還幸の前駆となって京都に入ったという。京都東寺に一行が入ったのは六月五日の夕刻であったと『太平記巻第十一』は伝えるが、『皇年代略記』など多くの記録は六月四日としていて、にわかはその日付は決定しがたい。いずれにしても六月四日か五日に、この一行が高槻地域を通過したとみてよからう。

後醍醐天皇の親政は、すでに伯耆に脱出した時から開始されていたし、それどころか隠岐配流中にも政治は執られていたとみてよい。しかし本格的ないわゆる親政は、東寺において公卿百官の奉迎をうけた時から正式に始められたといえる。親政は中央・地方の政治体制の整備から、後醍醐天皇を支持し、建武親政の実現に功績のあった公武に対する恩賞、さらには荘園領主に対して改めて荘園領有の確認を与えるなどして、政権の基



写103 番場宿蓮華寺（滋賀県坂田郡米原町）



写104 高野山金剛三昧院（和歌山県伊都郡高野町）

盤固めがおこなわれた。この高槻地域に対する親政の具体的施策の実態を知りうるものは数少ない。高野山金剛三昧院々主であった証道上人に対して、建武（南朝）元（一二三四）年十月、同院の荘園領有を従前通り統けてよいという天皇の命令が発せられたことがあったが、その荘園の中に和泉国横山などとならんで摂津小

真上がある。

高野山金剛三昧院は、執権北条時頼の外祖父として権勢をふるい、宝治合戦で三浦氏を滅ぼし、執権北条氏の独裁体制確立に重要な一役をかけた安達景盛が、平政子の援助をえてそれまでの禪定院を修補し、金剛三昧院として改称してから始まったものである。この金剛三昧院にとってもっとも重要な荘園である筑前国粥田庄三五〇余町歩は、平政子が貞応三（一二二四）年に寄進したものであった〔江頭領野山領荘園〕。このように金剛三昧院といい、その荘園とい、北条氏と関係が深いものであった。高槻市域内と思われる小真上庄がどのような経過から金剛三昧院領になったか明らかでないが、和泉国横山庄が仁治二（一二四一）年二月、同庄地頭であった佐々木信綱から北条政子追善のため金剛三昧院にその地頭職が寄進されたということなどが

らみて『和泉市史』(第一卷)、小真上庄も、真上氏が前述したように得宗被官であったことなどから考えて、真上氏から寄進されていた可能性がないわけではない。だが現在の高槻市真上地域のどこに比定するか、なお困難な問題がある。

いかに北条氏が後醍醐天皇に敵対した勢力であっても、もはや小真上の地は高野山の重要な塔頭金剛三昧院領荘園であり、この安堵状が発せられた十日後の十月十六日には、中宮新室町院の着帯の儀がおこなわれ、寺社で祈禱が修された。西国三十三カ所霊場にも勅使が派遣され、やはり祈禱がおこなわれている(『御座御』)。このような祈願の意もあるし、何よりも後醍醐天皇親政の金剛三昧院に対する統治の確認手続でもあったのである。

建武政権と すでにふれた『真上氏子孫次第』によると近江国番場宿で北条仲時とともに敗死した真上政武士への恩賞 好(持直)の弟に政資(まさすけ)という武士がいて真上田中城に住していた。この政資は、鎌倉幕府も瓦解直前の時期、正慶(北朝)年間(二三三二—二三三三)幕府から処罰をうけ流謫の身となり、摂津国広田郷にゐること三カ年、建武帝(後醍醐天皇)から赦免をえ、下賜品を拝戴し、生国真上庄とその周辺の七カ村の地頭職が与えられて復活し、真上城に住すること三〇年に及んだという(中世)一八四。その時建武帝から与えられた地頭職補任状は、宝徳元(一四四九)年には子孫真上阿波入道政家の手に伝えられたというが、その補任状の原本が現存していないのは残念である。政資がなぜ鎌倉幕府から流謫される破目に陥ったか、その理由は明らかでないが、得宗専制のもと北条得宗と一握りの家臣によって牛耳られた恐怖的政治が展開しているなかで、よし得宗被官であっても陰惨な犠牲者となっている事例も多く、そのような轍(こつ)を踏んだのかも知れない。

い。それにしても鎌倉幕府滅亡時には動乱の政治から離れており、たまたま後醍醐天皇が伯耆から帰洛する道筋にあたる摂津国広田郷にいて、恐らく赤松則村勢の加勢をし後醍醐天皇還幸に一定の貢献をしたことから、この復活の焼俵に浴したものとと思われる。いずれにしても真上氏はその後真上の地で武士として存続したのである。

このような武士や寺院、寺僧への恩賞は建武政権にとって、その政権を実現した武功に対する報いであり、この恩がその後の安泰な政権を維持するための保障となるもので、決して等閑にすべきものではなかった。その恩賞の事実調査をする恩賞方は、元弘三年八月に設けられ、上級貴族の洞院実世が長官（奉行）となり、数カ月に二〇余人の恩賞が調査されたが正確な結果が出せず、長官が万里小路藤房に更迭された。この恩賞方は四部局にわかれ、その第三番の部局が畿内・山陽道・山陰道に関するものを審査し、その職員（寄人）は四人から構成されていてその中に楠木正成・名和長年がいた。『太平記』の記事によれば、この段階の恩賞方では、忠節に関する事実は正確に確認されたが、後醍醐天皇の側近に侍する後宮などの内容が重んぜられ、恩賞の実施にあたってはしばしば不公平がみられたらしい。万里小路藤房はこのことを後醍醐に諫奏したが入れられず、突然辞任し失踪した。そして長官は三転して藤原光経にかわった。後醍醐天皇親政への信望をつなぎとめるこの恩賞の実行は、天皇親政の名のもとに恣意や独断専行が目にあまり、また恩賞を要求する武士や寺社勢力が護良親王などにとり入ったりして、いよいよ混乱を深めるばかりであった。

建武二（一三三五）年七月に入江左衛門尉春倫は後醍醐天皇から、入江庄における勲功が賞されて、信国の銘のある文武天皇に奉獻されたことのある御劔一振を与えられたという繪旨が近藤家に伝えられている〔中世八八〕。

この入江氏はのも高槻城主として、永禄十二（一五六九）年四月まで活躍した武士であったが〔中世五一四、五〕、建武年間には駿河国（静岡県）有渡郡入江庄の地頭であった。鎌倉にいた足利直義が建武二年七月に北条時行の攻撃をうけ（中先代の乱）、京都にむけて敗走中、かつて同庄は北条得宗領であり入江氏は北条氏から受けた恩義にひとかならぬものがあつたとしても、後醍醐天皇からことさらに知行が与えられていた朝恩は重いとして、当時朝廷方にあつた直義を支援したことがあつた〔太平記〕。この時の恩賞にかかるものが、この御劔下賜といわれていることであつて、直ちに高槻市域の武士の恩賞と関係するものではないし、またこの論旨そのものについては問題も残る。

恩賞方とは別に、荘園の領有などをめぐる所有者間の紛争を処理し所有者を確定する役所として雑訴決断所が設けられ、これもはじめは三つの部局にわかれており、のち五つに改組された。この職員にも公家・武家があてられていたが、護良親王派と足利尊氏派の反目は激しく、その審査は決して順調におこなわれたわけではなかった。高槻市域内の荘園領有をめぐる雑訴決断所での審議があつたかどうか、まったく記録には残されていない。摂津国豊島郡外院庄など三カ庄の支配をめぐり京都浄土寺門跡と勝尾寺々僧との間で紛争が繰り返されたし、淀川対岸の河内国楠葉にあつた弥勒寺をめぐって、石清水八幡宮社家田中陶清法印と河

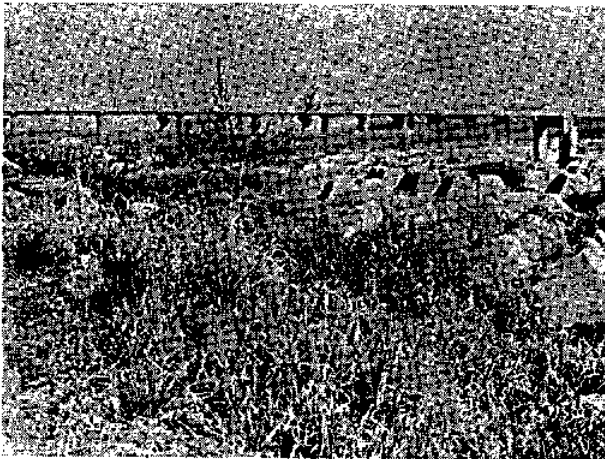


写105 楠葉弥勒寺跡（移転前の和氣神社）

内国法明寺の間に争論が起ったりしている。

中央政府の諸役所で審議され決定された事柄は、それぞれの国におかれていた国司と守護に伝えられて実行に移された。高槻をその管内にもつ摂津国の国司や守護が誰であったか、いまのところ明らかではない。河内国は楠木正成の本拠でもあり、国司も守護も楠木正成が兼任していたことが明らかにされている。また国司・守護の役所がどこにあったかこれも明らかではない。鎌倉時代、国司の政庁（国衙）は現在の天満近辺におかれていたことが知られているが、守護の政庁（守護所）も普通国司の政庁近くに配されていた。しかし摂津国の守護は鎌倉時代中期以後、六波羅探題北方が兼帯することになって、事実上守護所は京都六波羅といってよいし、現地では特定の役所はなかったのではないかと思われる。

豊島河原の 後醍醐天皇の建武中興親政政治は、中級貴族や地方土豪または寺社勢力などの支持をえて劇的に開始されたが、所詮、足利氏・新田氏など源氏の流れをくむ有力武士による次期幕府政権の担当者をめざす内部対立をはらみながら、しばしの均衡のうえに保たれ



写106 豊島河原（兵庫県伊丹市下河原・軍行橋下流）

た政権であつたにすぎない。征夷大將軍就任をめぐる護良親王と足利尊氏の対立、雑訴決断所の職員を自派から送りこもうとする公家・武家の競合、そして後醍醐天皇側近の圧力、政権中枢の時代はなれた理想と、領主諸階層がとつぷりとひたりきっている実利主義との間にはへだたりがあり、親政政権を支える公武の主勢力はあまりに政治力においても軍事力においても弱体であつた。建武二年末、新田義貞と足利尊氏とが箱根で戦い、新田が敗れて西に走るのを尊氏は追つたが、さらにその背後には北畠顯家があつて、これを捕捉しようとして西に向つた。勝ちほこつた足利勢は翌建武三年正月中旬に京都に入つた。しかし北畠勢の増援をえた新田・楠木軍は、足利勢と正月十六日から二十七日にかけて合戦を続け、しだいに足利勢は敗色濃厚となり、ついに京都を離れ西に走つた。京都を出た足利尊氏は丹波にむかい、かつて元弘三年に幕府に反旗を翻す決意をした故地である丹波篠村を通り、それから摂津国に入り、二月三日に兵庫嶋（説では兵庫湊川）に着いた。足利尊氏はここでちりちりになつていた自軍を糾合し、たてなおしてふたたび京都に攻め入る態勢をととのえた。

この頃、京都にいた新田義貞・北畠顯家は大军を率いて西国街道を兵庫に向つた。『太平記』では二月五日に京都を發つた一〇万余騎の軍兵は、その日に摂津国芥川に着陣したという。『太平記』の軍勢規模は常に過大であるが、それにしてもこの時、芥川には軍兵騎馬が充満してゐたことと思われる。この大軍出陣を兵庫嶋で聞いた足利尊氏は弟直義（たてよ）に十六万余騎を副え迎撃を命じ、一大決戦がくりひろげられたのであるが、『太平記』ではその合戦は二月六日のことであつたとする。

實際合戦があつたのは二月十日と十一日の二日間のことであつたらしい。『太平記』ではその遭遇の地を豊

嶋川原としているが、その場所は西国街道が猪名川を渡る辺であつたらうか。楠木正成は神崎から背後を突こうとしたらしい。直義方は退路を断たれるのを恐れ、兵庫に後退したと述べている。このように『太平記』は豊嶋河原で合戦が始まり、以後足利軍のさしたる奮戦もなく後退していったふうの戦況を伝えて、後醍醐天皇側に肩入れた叙述をみせるが、足利方に立って記録された『梅松論』は、周防守護大内氏と長門守護厚東氏の援軍が兵庫津に着津したことに力をえ、十日に兵庫を発ち、楠木軍と西宮浜でまる一日を戦い、夜に入り楠木軍は没落したと伝えている。さらに翌十一日には細川勢が主力となり、大内・厚東兩軍を従えて、瀬川の河原で新田義貞軍と激戦が展りひろげられ細川頼春が重傷を負ったなどと記している。ここでの合戦は西宮浜と猪名川支流である箕面川河畔の瀬川でおこなわれ、むしろ東に向って転戦しているように記述され、戦局は足利尊氏方に有利であつたやうにみえる。いづれにしても、建武三年二月中旬の戦いを豊嶋河原の合戦とすることは『太平記』の記事を一方的に祖述することになり、必ずしも正確な合戦名標示にはならないかも知れない。

この合戦は結果的にみて足利尊氏方に不利に展開し、結局全軍を兵庫に集結して九州に逃がれ、西日本の武士を糾合して再挙をはかることになつ

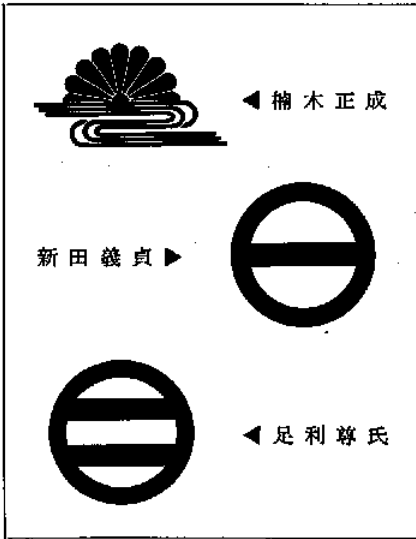


図187 武家旗印

たのである。この献策は「梅松論」の記述によると赤松則村(円心)であったということである。

この頃になると武士団は主君の笠験(紋)を小旗にして掲げたり鎧の袖や腕につけて戦場を駆けることが流行するようになった。もはや源平合戦時代の源氏の赤旗・平家の白旗というような簡明なものではなくなっていた。武家の紋を配した旗幟としては、鎌倉幕府執権北条時宗が文永九(一二七〇)年二月若狭国多良浦の船に与えた北条家の家紋「三鱗紋」のあるものなどが残っていて、これなどは鎌倉中期以降に流行したものの一つであろうと思われる。南北朝内乱期でいうと楠木氏は「菊水」、名和長年は「帆船」、新田氏のもの「なべのふた」と俗称されたように丸に太い一本筋「大中黒」であり、足利氏のは「かまのふた」と俗称され丸に二本筋の「二ツ引両」であった。この豊島河原合戦で新田軍に投降した足利軍の軍兵は、足利の笠験の二本筋の間を真黒に塗りつぶして、急拠新田の笠験に似せてしたてかえ、京都に入ってきたのであった。それをみて、京童と呼ばれた京都の風流人は、諷刺をこめた落首を五条の辻に立てたという。

二筋ノ中ノ白ミヲスリ隠シ

ニタニタシゲナ笠験カナ

「ニタニタシゲナ」はもちろん「新田・新田」をひっかけたものであ



写107 楠木正成父子訣別跡(島本町桜井)

る。建武政権の矛盾だらけの実態や、武士の角逐をひややかに眺める勢力が町のなかに生まれてきていた。

安清頼手

九州にのがれた足利尊氏は、三月に筑前多々良浜で菊池武敏を破り、大宰府に入って九州の

(鷹)の合戦

武士に結集をよびかけ、四月三日には諸軍を率いて博多を発った。尊氏・直義は海陸を併行

し、各地の武士を招致しながら東上していったが、五月二十五日にはともに摂津国に入った。足利尊氏東上の報は、はやく京都に達した。楠木正成が足利勢を迎え撃つため京都を発ったのは五月十六日のことであり、『太平記』も『梅松論』もともに、理由とするところは違うけれども、この出陣に戦死を覚悟していたと伝えていいる。西国街道を下す時、桜井の阪口八幡宮(明治維新後若山神社に合祀)で嫡子正行に「一旦ノ身命ヲ助ラン為ニ、多年ノ忠烈ヲ失テ、降人ニ

出ル事有ベカラズ」などの壮烈な遺訓を残

し、河内に帰したという『太平記』(巻第十一)。

その場所には巨松一株があり、旗立松とよばれ、この

時正成が旗を立てたところであったという

『大阪府史蹟名勝天』(大府史蹟名勝天)。

これが史実であるかどうか

については、明治以来議論のわかれるところ

であるが、太平洋戦争中この訣別は、理あり

情あり、臣道の精華であって、千秋万古人の

涙を誘うとか、筆舌を絶する無韻の大詩篇で



写108 湊川神社楠木正成墓碑 (神戸市生田区)

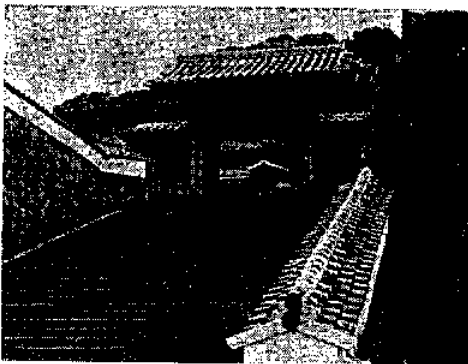
あるなどとして、皇国史観の支柱楠木正成父子行動のなかでも最大の挿話とされ、史実以上の役割を担わされた。

五月二十五日に湊川で合戦があり、正成は決定的な敗北を知り弟正季まさすえとともに自害した。敗走する新田義貞軍を追って尊氏は入京するのであるが、その前後、西国街道周辺の村々は、軍兵のなすままに略奪されたという。住民は狂乱の日々を過した。勝尾寺では七月二十六日になって、足利方に加担した摂津国内の武士たちには乱入され、経論・聖教・仏具その他諸坊の資財などが奪われるという狼藉のかぎりを受けた〔後面市史〕。武士は狂暴化していたし、戦陣に参加することで重なつた出費の恢復はこのような行為をとつても果されたのである。この頃、足利方の武士として参陣した摂津国多田院御家人森本為時はその頃の行動を次のように伝えている。五月二十四日、野鞍合戦に一族を率いて参加、翌二十五日、藍庄合戦に加わり、五月二十六日に足利尊氏が京都に入った時にはこの警固にあたり、六月四日まで勤める。六月五日、足利直義が山門を攻めた時に参加し、二十七日に奥林に移って警固に当り、七月四日、呉庭合戦、六日尼崎合戦、そして七月八日にはこの高槻の安満繩手（驥）の合戦に加わつた。この時にも一族である四郎季延・五郎時基・右衛門次郎公光・孫次郎景光・野内右衛門尉の被官兵衛三郎が行動をともした〔中世〕。これらの軍事的行動が後醍醐天皇・新田義貞方に組みしていた軍兵の残党狩りであったかも知れないが、勝尾寺に対する行動からみて、略奪に似た狼藉であったかも知れず、森本為時が自ら主張しているような足利方に対する軍忠とは縁の遠いものであったことは十分考えられるところである。この頃、京都にいた軍兵らは京都への糧道を絶たれ、飢に苦しんだという。その時の模様を『太平記巻第十七』は次のように伝えている。

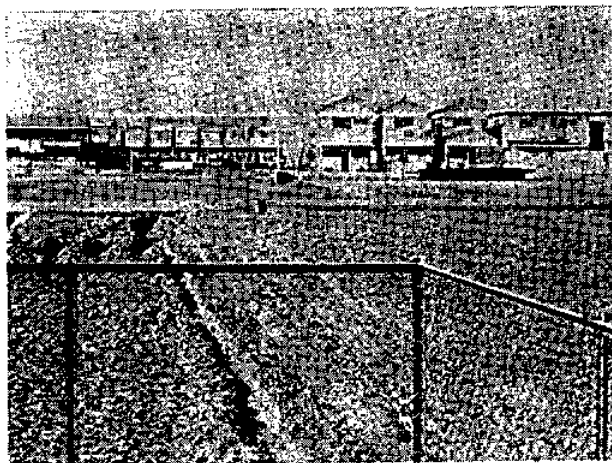
国々ノ運送道絶ニ洛中ノ士卒兵糧ニ疲レタリ、暫ハ馬ヲ売、物具ヲ沽、口中ノ食ヲ継ケルガ、後ニハ京白川ノ在家・寺々へ打入テ、衣袋ヲ剝取、食物ヲ奪ヒクウ、卿相要客モ兵火ノ為ニ焼出サレテ、此ノ辻堂、彼ノ拝殿ニ身ヲ倒メ、僧俗男女ハ道路ニ食ヲ乞テ、築地ノ陰、唐居敷ノ上ニ飢臥ス、開關以來兵革ノ起ル事多シトイヘ共、是程ノ無道ハ未レ記処也

このような洛中洛外の飢饉状況のなかで、近郊農村が略奪をうけるというような事態がくりひろげられたことは十分に想定される。同年十一月になってもその事態は必らずしも好転せず、発布した『建武式目』のなかで、昼打入・夜強盗・辻々引剝たえず警固をせよといい、貴賤がともに急場を凌ぐことができず、貧して生活の術を失うものもあり、これを救うために無尺銭・土倉（民間金融機関）を活躍させるようなど改めて命令を下している。

当時武士は、戦場の一つ一つで挙げた軍功を日記風に書きあげ、同一戦場で戦っていてその軍功を証明することのできる同輩の名前まであげて、その属している軍大将に提出した。軍大将によって確認されると、「承了」という確認したという意味の文言が書かれ、軍大将のサイン（署判）をえて、本人に返却されるが、この文書がのち恩賞に預かる時の重要な証明書になるのである。このような文書のことを「軍忠状」といい、このような文書は、南北朝内乱期に、武士にひろまったものであって、混乱する戦乱の時代を生きぬく武士の実利主義を見事に示すものといえよう。



写109 平戸城跡（長崎県平戸市）



写110 安満縄手跡（市内安満東の町）

七月八日のこの安満縄手の合戦には、高槻の地元の武士である芥河岡八郎国持も参加している。芥川の地名を冠しているから芥川地域に館を構える御家人であったことは間違いないが、詳細を明らかにしない〔中世〕。この芥河岡国持もさきの森本為時と行動を共にしたのであるが、その時の軍大將で、この軍忠状に証明の署

判を加えた人物について、この文書を収録した『甲子夜話』

（二八四〇年頃書き終えられたもの）の著者肥前平戸藩主松浦静山は、「花押」（サイン）からみて多分に疑念をもちながらも足利尊氏のものではなからうかとしている。

この時の足利尊氏は全軍を直接に指揮していたのではなく、守護クラスの武將が軍大將となっていたいくつかの集団を統轄していた。この六月末から七月初旬にかけての西国街道沿いでの合戦には安芸の武士周防次郎四郎親家が参加して、山城国内の桂川・円明寺・下樹野（下植野）（現長岡京市内）辺で戦っているが、彼の軍大將は安芸守護であった武田信武である〔中世九〕。七月九日、諏訪部三郎入道信忠は侍所高師泰が山崎・芥川から出陣の時、山手を攻撃せよとのじきじきの命令をうけて山に駆登り、後醍醐天皇方の軍勢を追い落したという。この山とは、天王山か神内山と

思われるし、残党がこの山中にひそみ野伏然となつて足利方に攻撃をかけていたのかも知れない。この諏訪部信恵は八月二十五日には鳥羽合戦に加わり、家人（家来）である来須彦太郎胤光が右手を切られるという負傷をし、この事実は奉行である二宮兵庫允が実際に確認していると述べている。

このように軍大将のもとには、作戦中枢ともいふべき奉行所が形成されていたのである。いくつかの軍大将―奉行所―武士の集団があって、それぞれにある程度独自の判断を加えながら作戦を展開していたが、全軍の総指揮にはもちろん尊氏が当った。六月初旬、後醍醐天皇が京都を脱出し比叡山にいた時、尊氏・直義らが高氏・上杉氏らを東寺に集めて、比叡山攻撃などをふくめた作戦の評定をひらいたといひ〔太平記〕巻第十七。軍大将の参加した作戦会議が「軍評定」の名で時おりもたれ、戦術・戦略が決定されたのである。

さてかなりの武士が参加して戦われた安満繩手とはどの辺であろうか。現在国道一七一号線に面した南松原町あたりに「高槻手」の字名があり、わずかに手がかりを与えている。当時「繩手（囃）」という地名が多

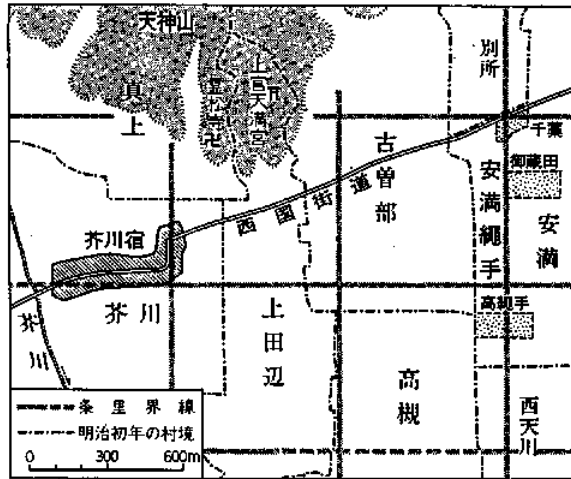


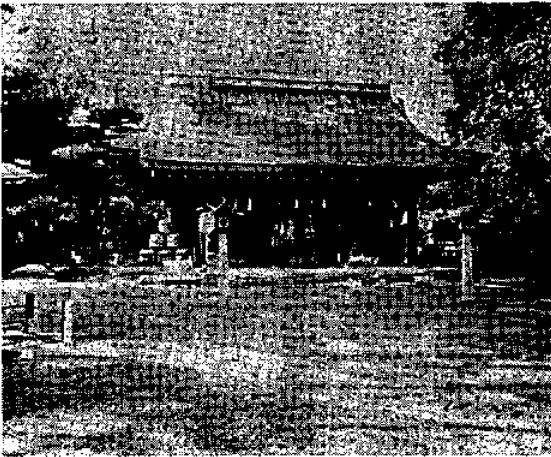
図188 安満繩手略図

くみられるようになり、しかも戦場となることが多かったことは楠木正行が敗死した河内国四条畷をはじめ、山城国久我縄手などの例からもわかる。「縄手(畷)」は三島江・柱本などにも多くみられ^{〔中世〕}、水田の中に設けられた堤防であり、そのうえが道路になっていた。室町時代頃の「山城国乙訓郡条里坪付絵図」が現在宮内庁書陵部に保存されているが、その絵図によると現在の長岡京市神足^{〔中世〕}の東部に、北に「ふたつか^{〔二〕}なわて」、南に「ふる一なわて」の二つの「縄手」が東西に走っていて、これがともに「中道」と書かれている。その当時道幅は明らでない。ただ「ふる一縄手」は条里境界を東西に走り「ふたつかなわて」は条里境界の一つ南の坪境を東西に走っていて、条里坪付の境界基準とされていたと思われる^{〔國書集成刊九条家文。會五〕一五九二号文書〕}。したがって「縄手」の呼び方は、この道が周辺の水田を丈量^{〔丈量〕}(面積調査)する際の基準線となり、丈量する時には縄が使用されることから「縄」の字が使われるようになったのではなからうか。

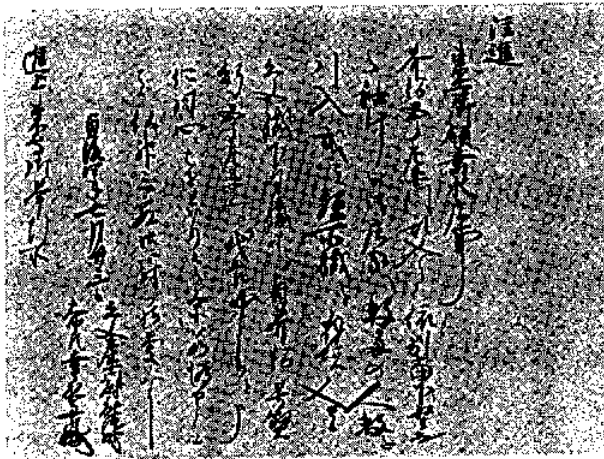
時代は下がる文亀二(一五〇二)年五月、慶善が安満にある水田二段を靈松寺に寄進^{〔寄進〕}(寄附)したが、その水田一枚は御蔵田南縄本ハハリにあり、一枚はチワラ(千葉)田西縄本にあるとしている。御蔵田は旭化成織維研究所の北部、千葉田は国鉄高槻駅西寄に北接する安満新町辺の地名として残っている。この「縄本」とは「縄手」に接した水田の意であったとすれば、安満縄手は、現在の安満・西天川と古曾部・高槻の境界線の個所か、あるいはその東寄り約一〇〇メートル(一坪付分東寄り)の個所を南北に貫通していたのではないかと思われる。ここでは後者の方が可能性の大きいことを指摘しておく。

第二節 南北朝内乱期の北摂武士

芥河氏の鎌倉幕府の支配下にあつては、摂津国六波羅御使となつた真上氏・溝杭氏・伊丹氏等によつてその悪党的行動を調査されたり〔七五世〕、あるいは彼等の統率のもとに悪党鎮圧のために招集される立場にあつた芥河氏は、鎌倉幕府の滅亡とともに、魚が木を得るがごとくその政治的勢力を飛躍的に拡大した。その場合、一つ注目される事實は、北摂有力御家人真上氏の主家が近江国番場の宿で六波羅探題と運命を共にして滅亡した後、芥河信時が、建武政権によって主家旧領を安堵された庶子家真上政資が自分の娘の子供（外孫）であるという姻戚関係を媒介として、政資の弟であり同時に自分の外孫でもある真上信貞を自らの猶子とし、芥河家を継がせたということである〔一八四世〕。こうして南北朝期の芥河氏は旧有力西国御家人真上氏の系譜を吸収することによって、真上氏が北摂一帯に及ぼしていた政治的影響力を継承するとともに



写111 水無瀬神宮（烏本町広瀬）



写112 摂津国垂水庄地下注進状 (東寺百合文書)

に、芥川宿を本拠とするという非開発領主型の武士としてのイメージを払拭して、本来の開発領主としての伝統をもった有力武士として近隣の武士たちへのぞもうとしたのである。その場合、芥河氏は、真上氏から猶子として入籍した芥河信貞家とその兄芥河真上政資家との二つの家がそれぞれ独自の役割を果たす体制。二

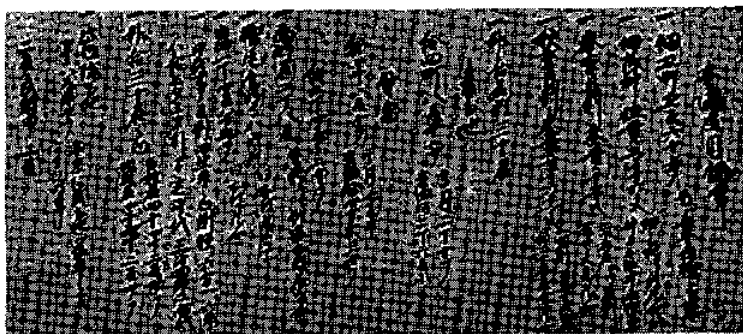
頭体制をつくることによって北摂武士を統率しうる社会的力量をきずきあげたのである。

このようにして南北朝期に再出発した芥河氏は芥河右馬允信貞・芥河真上左近将監政資を中核として北摂において飛躍的に所領を拡大したものと考えられる。すなわち芥河右馬允信貞は観応(北朝)三(一二三二)年には園城寺実相院領摂津国新御位田を三宅出羽左衛門とともに押領した。

これにたいして足利義詮は摂津国守護赤松光範にその鎮圧を命じる足利義詮御判御教書を発給している〔中世〕。また延文(北朝)二(一二三三)年には、同じく芥河右馬亮信貞は、後鳥羽院御影堂領水無瀬庄及び高浜府生田安養寺を事実上、押領し、勝手にその年貢をうけおう代官請文を御影堂に提出してその事実上の押領を合理化しようとした。御影堂雑掌定勝から訴えを受けた足利義詮はこれに対して

摂津国守護赤松光範に御判御教書を発給して芥河氏の押領排除を命じている〔中世〕^{一一五}。

この芥河右馬允信貞による後鳥羽院御影堂領水無瀬庄等の押領はその後も継続したもののようで貞治(北朝)五(一二三六)年にもさらに將軍足利義詮御判御教書が守護赤松光範あてに出されている。また貞治三(一二三四)年頃には大炊寮領摂津国富田御稲田の一部も芥河一族が押領している〔中世〕^{一二五}。また芥河氏の一族である芥河垂水五郎四郎入道及びその子息五郎左衛門尉貞継らは、南北朝初期に一旦直務支配が実現された東寺領摂津国垂水庄にふたたび触手をのぼし、旧下司日下部氏女の所領の正統な継承者と主張し、文和(北朝)三(一二三四)年九月二日には芥河垂水四郎貞継に足利幕府から垂水庄下司職を勲功の賞としてあておこなわれたのである〔中世〕^{一〇九}。ところが、足利幕府はその後、延文二(一二三五)年にはこの芥河垂水貞継の東寺領垂水庄下司職を擁護する態度をひるがえし、寺社本所領保護政策の観点からこれを排除しようとする東寺の立場を擁護するにいたった〔中世〕^{一二四}。こうした幕府の態度にもかかわらず芥河垂水貞継らはその下地押領をやめず、貞治二(一二三三)年十一月には幕府に言上状をしたため、その下司職領有を正当化する証拠文書として「関東六波羅代々御下知并手継状」を提出しているが、これは旧下司日下部氏女から何らかの手段によって入手したものであろう〔中世〕^{一二四}。この場合注目すべきことは、この芥河垂水貞継の東寺領垂水庄下地支配が庄内の有力農民別当野房などと結託することによって実現されている事実であって〔中世〕^{一二七}、芥河垂水貞継はこれらの庄内の有力農民たちと結びつくことによって一五、六年も事実上、下地を支配しつづけた。しかし庄内には芥河垂水氏の支配に反対する農民の動向も一貫して存在しており〔中世〕^{一二七}、幕府の東寺擁護の一貫した政策と芥河垂水氏が庄内農民を完全に把握しきれなかったため、応安三(一二七〇)年

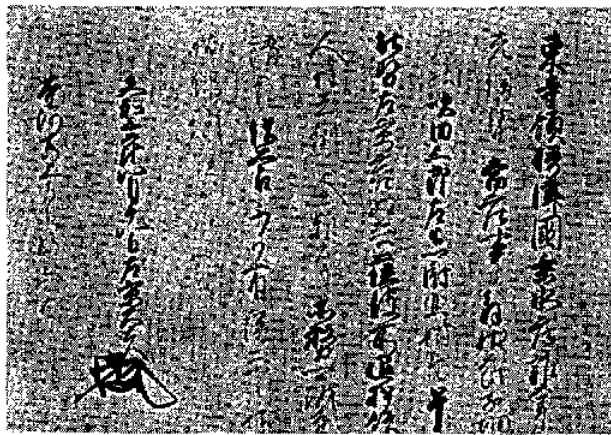


写113 摂津国安満庄目録案（保井文庫文書）

頃にはついに芥河垂水氏はこの地から敗退しなければならなかった〔中世一三九・一四七 島田次郎〕。芥河垂水氏にとっては、債務関係などを媒介にして旧下司日下部氏女からその東寺領垂水庄下司職に關する重書文書を手することは比較的容易なことであったが、幕府が東寺側を擁護するという政治的悪条件のもとであったとはいえ、その重書文書をよりどころに垂水庄の全庄民を掌握し、下地支配を安定させることは非常に困難なことであった。それは庄内の東寺支配に反対する庄民を政治的かけひきによってひきつけることはできても、念入りな勸農政策によって全庄民を掌握するということは、本来非開発型領主であった芥河氏にとってはが手な問題であったからであろう。

次に大きな問題は、芥河氏が南北朝期に春日社領安満庄に大きく進出したらしいことである。一五世紀初頭のものと考えられる春日社領摂津国安満庄田地目録案〔中世一五七〕によれば、安満庄は定田一〇〇町弱の大庄であるがそのうち三九名の百姓名主の領有する百姓名分は四四町三反三〇歩であるのに対して、地頭名分が四七町二反三〇歩もあるのである。この比率は一般の荘郷保における地頭名田Ⅱ下司名田（給田）としては巨大すぎるものであり、しかも鎌倉期にそんな巨大な地頭領

主が安満庄を本拠にして活躍していたという形跡は全くない。したがって定田におけるこの比率は本来、百姓名田分と散田分との比率であり、したがって鎌倉期にはこの四七町二反三〇歩の「地頭名」分は本来、安満庄散田分Ⅱ荘園領主属直地であって、これを南北朝にいたって地頭と称して入部してきた武士が地頭名田として押領したものと考えられるのである。北撰において、南北朝期にこのような巨大な押領行為を行いうる勢力としては芥河氏以外に考えられないから、これも芥河氏による所領拡大の一つであったと考えられるのである。ただここでも、春日社に地頭名田として承認させている以上、地頭名分年貢を収取しえたことはたしかであるが、地頭として安満庄にどれだけ安定的な領主制支配を実現できたかは疑問であって、成合の安満庄鎮守春日神社に結集した安満庄荘園村落の農民たちはおそらくあくまで勸農権を事実上自分たちで把握して芥河氏の介入を許さなかったであろうと推定される〔中世一七四〕、しかし、安満庄内にこのような巨大な所領を確保していたからこそ、本来は北朝方武士であった芥河右馬允信貞が、政治的状况によって時に南朝方武士としての顔をもたなければ



写114 足利幕府御教書（東寺百合文書）

（写112・114は京都府立総合資料館所蔵のもの）

ばならなくなった時、奥国（南朝）二一（二三四二）年安満木工本庄公文安満右馬允明武と名乗るにいたったのである。〔和伊性恋、寺文書〕。おそらく芥河右馬允信貞と安満右馬允明武とは同一人物であつて、安満右馬允明武とは芥河貞信の南朝向けの顔であつたのである。

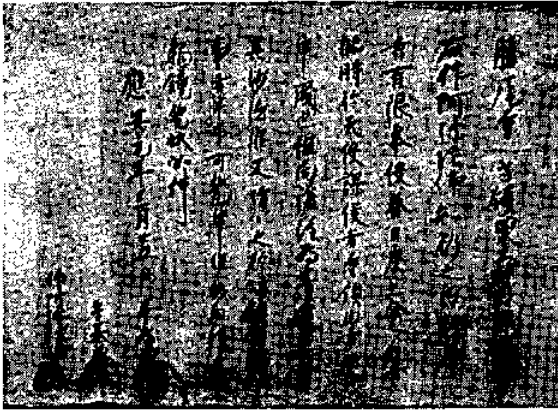
このように、芥河氏は、芥河右馬允信貞を中心として一族あげて近隣在郷に進出し、その下地を押領することによつてその所領を拡大していったが、一方公的政治の面では、芥河真上左近将監政資が足利幕府の直参の御家人として足利幕府の摂津国使節となつて活躍した。文和三（一三五四）年八月十八日、足利尊氏は執事仁木頼章を奉者として芥河真上左近将監及び能勢左京亮あてにそれぞれ足利幕府御教書（執事仁木頼章奉書）を直接に発給して、東寺領垂水庄への吹田三郎左衛門尉の濫妨を鎮圧するように命令している〔中世一〇、およ、東寺百合、文書、開闢式〕。この芥河真上左近将監とは、二年前観應（北朝）三（一三五二）年父芥河真上政資からその所領を譲与された芥河真上虎才丸その人であると考えられ、所領を譲与されるとともに元服して父政資の官途名をもゆづりうけて芥河真上左近将監政阿と名乗つたと考えられる。まだ若年の芥河真上政阿が足利幕府から摂津国使節として吹田氏の東寺領垂水庄への濫妨の鎮圧を能勢氏とともに命じられたのは、父芥河真上左近将監政資が足利幕府成立とともに足利尊氏によつて旧領を地頭職として安堵されるとともに直参の御家人にとりたてられ、摂津国守護とは一応別個に幕府の命令を摂津国において直接執行する摂津国使節として活躍していたからであり、父芥河真上政資の跡目を相続した芥河真上政阿も、足利幕府から父同様に摂津国使節となつたと考えられるのである。なお、この吹田氏の東寺領垂水庄濫妨事件については、芥河垂水氏と吹田氏の古くからの共同行動という点からみても、また吹田氏が芥河氏の指導する北摂國人一揆の一員であつたと

いう点からみても、芥河真上左近将監政阿が足利幕府の命令に忠実に従ったとは考えられず、その点で両使の一方能勢氏と対立した可能性がよい。後一五世紀後半、応仁・文明の乱で芥河・芥河真上氏が滅され、そのあと芥川城に能勢氏が入城してきたことを考えると、この文和三年八月十八日足利幕府御教書（執事仁木頼章奉書）は芥河氏のその後の運命を暗示するかの如くである。

なお、このほかに『安満庄目録案』には、「高月」に表下地二丁一〇歩、野島七反半が存在したとあり、この「高月」は、高槻なる地名の史料の初見であって、この地が高台であったことを示している。また、後世の史料にみえる「高槻」の「槻」も、もとは「月」であつたらしいことが知られる。同様に「安満河」も、当時の松尾川北岸一帯（東・西天川、野田などを含む）をさすもので、「天川」のもとの表現であろう〔中世〕。

芥河氏を中心と 鎌倉末以来、西国御家人芥河氏は芥河本家・芥河真上家を中心として庶子家や外戚・姻する北摂国人一揆 威の武士を結集して芥河一族一揆を形成しつつあつた。鎌倉末に確認できるものは、惣領家摂津国御家人芥河孫三郎左衛門尉（信時）及びその庶子家芥河五郎四郎種直（芥河垂水家）および摂津国御家人芥河綱孫四郎信覚の三家にすぎない。この他には惣領家芥河信時がその娘を当時有力西国御家人であつた真上三郎左衛門（政好）に妻としてとつがせていたが、その子Ⅱ庶子真上政資は真上氏所領広田社領下司として遠く武庫郡広田郷に居住せしめられていたことがわかっている。

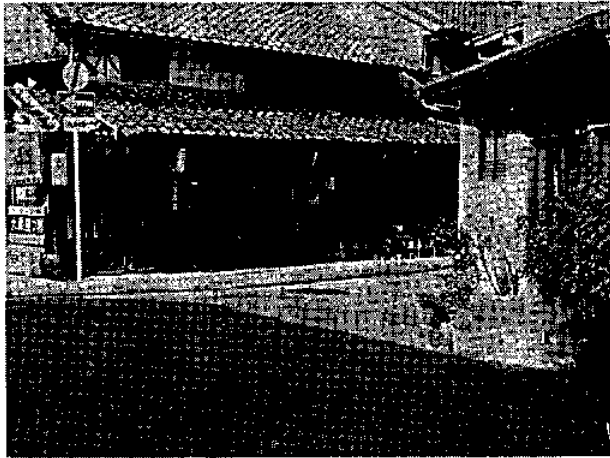
さて、南北朝期に入ると、芥河氏は真上氏庶子家と提携して主として北朝方武士として活躍するが、このなかで芥河氏を中心とする北摂国人一揆を形成していった。もとより正式の国人一揆の契状が残っていないわけではないが、先に真上氏についてふれた際のべたように、観應三（一三五〇）年二月、芥河真上政資は



写115 平為茂等免状(勝尾寺文書)

その所領を嫡子虎才丸に譲るとともに、実弟芥河右馬允信貞にたのんで、この幼主真上虎才丸の所領を近隣の国人衆の力でまもってもらうために国人一揆契状を作製してもらった。したがって、そこに連署した一八名の国人は、当時芥河氏が組織していた国人一揆のメンバーであると考えられる。これらの国人は四つの要素から成っていたと考えられる。まず第一は、芥川右馬允信貞その人及び芥河真上家の新主政阿である。第

二は、奴加禅元・岡浄覚などで、本来自立した西国御家人であって、やがて地名にもとづく自らの姓の上に芥河を冠して名乗るにいたった家々であって、これらは外戚・姻戚関係を媒介として芥河氏とゆるい被官関係を結ぶにいたったと考えられる。たとえここに岡浄覚とみえる人物は、鎌倉末に摂津国御家人芥河岡孫四郎道覚と名乗った人の嫡子であると考えられ、岡浄覚(法名)と名乗るとともに摂津国御家人芥河岡国持とも名乗ったのである〔中世〕。またその子芥河岡三郎左衛門尉平基茂〔中世〕は、粟生村惣追捕使として平基茂あるいは岡太郎基茂と名乗り、勝尾寺からは粟生岡入道殿と呼ばれていた〔中世〕。第五日平為茂等免状〔勝尾寺文書〕。第三は、吹田倫阿・宿久信光といった人々で鎌倉時代以来、吹田庄・宿久庄などにそれぞれ本拠をもって摂津国御家人となっていた家々で、しかも自己の姓の上に芥河を冠



写116 西国街道芥川屈曲点 (市内芥川町二丁目)

はないが、ここではそういったこの地域内の小字地名に配せられた芥河氏の庶子家と考えておきたい。ここには芥河垂水貞継その人の名は見えないが、おそらくこういって種類の人々の法名を名乗る人物と重なっているのであると考えられる。もちろん以上例示しなかった、充分解明できない人々も残っているが、これ

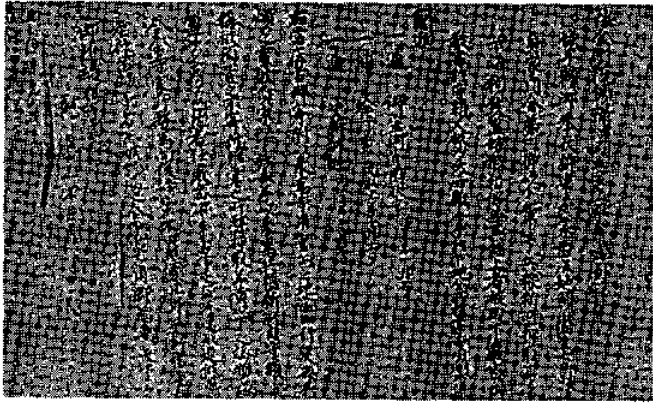
しない家々である。吹田氏は摂津国御家人であったことを明示する史料はないが、東寺領垂水庄に関しては、旧下司御家人日下部氏女を支援して芥河垂水氏と行動を共にしており、西国御家人であったと推定してあやまりないと考えられる。また宿久氏の場合は永仁二(一二九四)年、「当国御家人宿久六郎不知并源三兵衛巳下輩」が聖地勝尾寺山中で狩猟をし、さらに勝尾寺僧理性を殺害したとして勝尾寺住侶等から六波羅探題に訴えられており、明らかに西国御家人であった〔永仁二年正月日勝尾寺住侶等〕。これらの家々は、国人としては芥河氏と同格であった。したがって彼等は一応芥河氏をリーダーとしてみとめていたにすぎないのである。*次に最後の第四の要素であるが、ウラタウ(浦堂)系もん・ムカイ川ラたう正・かくたうといったような小字的な地名を名乗る人物である。もとよりその性格は明らかで

らの人々も以上三要素のどれかに入ると考えてよいであろう。

したがって、この時期における芥河氏（芥河本家・芥河真上家）を中心とする北摂国人一揆は、第一に芥河庶子家、第二に外戚・姻戚関係によって芥河一族となった西国御家人クラスの人、第三に芥河氏と肩をならべる西国御家人クラスの国人の三つの要素を結集することによって形成されていたが、その基本的機能はその所領の相互保証であったと考えられる。こうして芥河氏（芥河本家・芥河真上家）はこれら国人を組織することによって北摂における政治的勢力の紐帯の位置を占め、鎌倉時代以来芥川宿の北部芥川ぞいの小字「殿の内」にあった屋敷Ⅱ城を徐々に拡張し、やがて、西進してきた西国街道を小字「東ノ内」（芥川二丁目一番地）の地点で直角に曲げ、現在の西国街道の屈曲をつくりだすことによつておよそ南北一町・東西二町にわたる芥川城域を確保し、この近隣の国人層のみならず、守護・守護代クラスの武士層のための社交場Ⅱサロンとして位置づけていった。

ただ、ここで注意しておくべきことは、近隣の国人層でこの芥河氏のひきいる国人一揆に加わっていないものも多くいたという事実である。伝統ある西国御家人溝杭氏はこの芥河氏のひきいる国人一揆には加わっていないし、また芥川城の近くの土室庄の地頭水室氏もこれに加わっていない^{〔中世一〕}。また、貞治（北朝）五（一三三六）年より応安（北朝）三（一三七〇）年にわたり摂津国守護赤松光範の守護使となっている安威氏はもとより^{〔中世二三三〕}、この頃より荘園村落の名主百姓から成長してきて地侍として活躍をはじめ冠氏^{〔中世三四〕}・穂積氏^{〔中世六〕}などもこの国人一揆に加わっていない。

* 「津御政義」は「津江」の誤写と考えられ、妙法院領津江庄下司と考えられる。



写117 摂津国土室庄雑掌盛円訴状（法金剛院文書）

て、土室庄地頭水室七郎次郎貞家・同舎第三郎などが「去年以来兵料所として守護方よりこれを預け置かれると称して、雑掌の所務を寄せつけず、年貢以下の済物を押取るの条、濫吹の至極なり」と訴え出ているの

足利幕府半済法 足利將軍尊氏は、観応三（一三三三）年二月二日の機敏な影響 十六日鎌倉で弟直義を毒殺して三年にわたる観応の擾乱に終止符を打ったが、この間南朝の北畠顯能・楠木正儀らは同年閏二月幕府軍をやぶって一時入京を果し、南北朝内乱は新しい段階に入った。この年七月二十四日幕府は、諸国守護に命じて武士が寺社本所領を押領することを禁止するとともに、近江・美濃・尾張三ヶ国に限って、当年の本所領年貢の半分を兵糧料として武士に給与するという、いわゆる半済令を發布して、その物量でもって南北朝内乱に決着をつけようと企てた。その半済令とは次のようなものであった。

近江・美濃・尾張三ヶ国本所領半分の事、兵糧料所として、当年一
作、軍勢に預け置くべきの由、守護人に相触れ訖、半分において
は、直しく本所に分け渡すべし、若し預人、事を左右に寄せ、去渡
さざれば、一円本所に返付すべし「建武以来追加」、

ところが、この半済法が七月二十四日に發布されたばかりの七月末に、法金剛院領摂津国土室庄雑掌盛円は足利幕府に対し

である。観応三年七月二十四日に近江・美濃・尾張三国にかぎって出された半済法が摂津国の一地面によってしかも前年の観応二年以来実施されているというのであるが、これは一体どういふことであろうか。おそらく、土室庄地頭水室貞家等は前年以來年貢押領をつづけていたところ、たまたま七月二十四日付で三方国限定だとは云え半済法が出されたとの情報を得た彼等は、その後七月末に年貢催促にやってきた法金剛院雑掌に対して「兵糧料所として守護方より預け置かる」といって、半済法適用を口実として年貢上納を断固拒否し、雑掌が荘園経営にタッチすることを一切拒否するという態度に出たのであろう。半済法がただちに三国以外の武士によっても年貢不納・下地押領の恰好の口実として利用されているというきびしい現実に向して、法金剛院はこれを重大視し、ただちに同月内にこれを幕府に訴え、その善処方を要求したのである。この観応三年七月の摂津国土室庄地頭水室七郎次郎貞家の動向をつたえる法金剛院文書は、三方国に限定して発布された半済法が畿内近国の国人領主たちによって、ただちに年貢犯用・下地押領を正当化する口実として活用されたことを物語っていると、事態の重大さを知って寺社本所側がただちにこれを幕府に訴えたことをも物語っているのである。

* この一四世紀中葉の土室庄地頭水室七郎次郎貞家が、鎌倉初期に鎌倉幕府より地頭職に補任された比叡山東谷法師常陸房正明の後裔であるかどうかはたしかめるすべをもたないが、地頭に補任された人が山僧であって、いわゆる東国御家人ではないこと、そして隣郷水室郷の地名を自らの姓としているところからみて、その後裔であると推定してあやまりなからう。なお源平内乱で土室庄下司職を没官された土室氏は、その惣領家は亡んだものと思われるが、その庶子家が西国御家人としての地位をみとめられて摂津国のどこかに本拠を移して生きのび、鎌倉末には芥河氏と協力して東寺領垂水庄下司日下部氏女を支援している。しかしこの土室氏も鎌倉末に滅亡したものと考えられる。

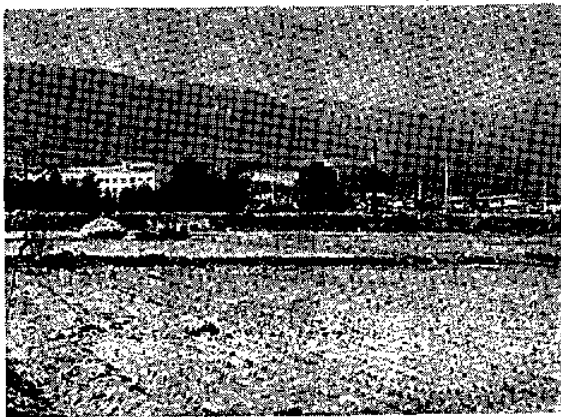
第三節 内乱期北摂の政治

北摂地方の高槻地域で内乱がくりひろげられたのは、一つには東西交通の要衝だったからである。その南朝勢力のように戦術的にみて重要な地点であったことから、高槻地域の武士や農民が好むと好まざるとにかかわらず、戦乱にまきこまれざるをえない面があった。とくに生産に明け暮れる農民たちにとってその被害も甚大であったといわなければならない。しかし当地域を本拠とする武士たちにとって、南北朝にわかれて政治的覇権をめぐる争いが熾烈にくりひろげられることは、一族一門の拡大と繁栄をはかろうとする場合には、むしろ絶好の条件ともなった。だから、いずれにしてもかれらはこの争いに、まったく無関係、無関心ではありえなかった。このような勢力が各地にいて、南北朝内乱を各地にひろげ、長びかせ、戦乱を一層深刻なものにしたのであった。北摂地方は、北朝に足利方の政治勢力によってはやくから席捲され、その強力な地盤の一つとなったといつてよい。したがって建武中興政府が固めようとした支持勢力が、それを意図通りに実現し、十分に武功を発揮したかどうか疑わしい。

後村上天皇は、南朝年号の興国二(二三四)年十二月二十四日の日付で、安満右馬允明武の勲功を賞し、摂津国木工本庄の公文職を知行せよとの諭旨を発し、それをうけてその翌日二十五日、左衛門尉某は広瀬大夫法眼に対し、この諭旨の趣旨に従って早急に安満右馬允明武が安満木工本庄の公文として現地で支配の仕事ができるよう措置せよと命じている〔「紀伊性成」(寺文書)〕。安満氏の武士としての動向については前節で明らかにされ

たところであるが、ここでは南朝の北摂支配を示すこの事態について考えてみなければならない。

繪旨をうけて現地での実行を命じた「左衛門尉」は南朝方の摂津国司か守護の立場にあった重要人物であり、この人物はこの繪旨が出される数年前の延元（南朝）二（一三三七）年八月、勲功の賞により後醍醐天皇から摂津国難波庄地頭職が与えられた渡辺照（昭）ではなからうかと思われる。「渡辺照官」の賞（家文書）。渡辺照にこの賞が与えられた四カ月後の十二月、彼は河内観心寺の訶梨帝母御宝前に毎年不退常燈を捧げるとの願文を寄せている。その趣旨は「天下静謐、御願円満、奉祈宝祚」と、「なかんずく二親のために現世安穩、後生善処であってほしい」と、子々孫々まで繁昌するための神徳にあづかりたい」というものであった。そしてその自署に「渡辺惣官瀧口左衛門尉源昭」とある。「観心寺」。繪旨は名乗りを「照」としているが、まず願文を捧げた昭と同一人物であることは間違いない。この渡辺昭は系図によると興国二年六月十四日には越中国上津見保が与えられ、貞和（北朝）四（一三四八）年河内国風森合戦において討死を遂げたとある（系図）。晩年に北朝方に転じた恐れがないわけではないが、興国二年の段階では、摂津国衙の重要な職務である「惣官」として、事実上南朝方の摂津国司の役を果していたも



写118 広瀬旧村付近（三島郡島本町広瀬）



写119 冠須賀神社 (市内辻子一丁目)

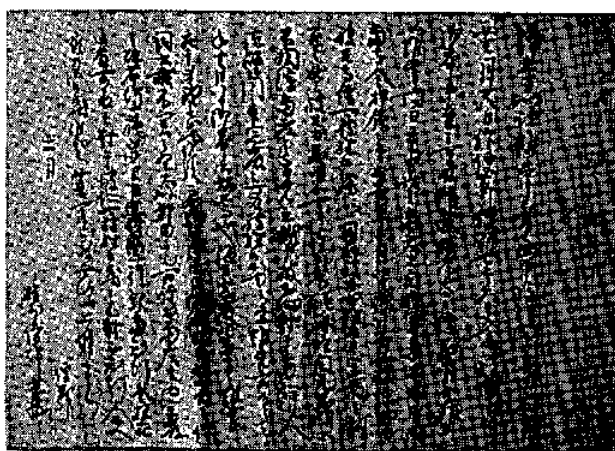
のと思われる。渡辺昭の指示をうけた広瀬大夫法限については明らかではない。貞和二(一三四六)年八月、足利方の摂津守護代官赤松彦五郎が「広瀬」と号され〔東寺執〕「行日記」〔一〕、また応安三(一三七〇)年十一月、やはり摂津守護代官赤松範頭が「赤松広瀬」といわれている〔東寺百合文書〕。これは幕府方摂津守護赤松氏と同族であって、南朝方とかかわりがあるわけではない。現在の島本町内に広瀬の地名もあり、あるいはその辺に本貫のあった土豪が、島上郡内の行政にあたる地位を与えられていたのかも知れない。この論旨がどれだけ実際の効力を発して、安満明武が安満木工本庄内で北朝方と対峙しながら現地を支配しつづけたか確証はないが、まったく南朝方の痕跡がなくなっていたわけではなかった。

楠木正行が四条畷の合戦で戦死したのち、南朝軍の軍事上の指導的地位にあったのは、正行の弟正儀まさのりであった。正平(南朝)十六(一三六一)年十二月初旬には、南朝軍を率いて京都を攻撃し、將軍足利義詮は自から軍を率い東寺などに陣をおいて抗戦したが、ついに抗しきれず幕府が擁立していた後光厳天皇とともに近江国に敗走し、京都を占領したことがあった。この時、南朝方將兵として戦功のあった二見ふたみ彈正忠と森左衛門尉らは摂津国冠庄かむらひのしやうの朝用分田地の支配が預けられた。この時、

淀川対岸の枚方あたりで活躍していた武士土屋氏も南朝方として勲功をあげ、二見氏らとともに冠庄の支配が任された〔見文書〕。またこれより先の正平十六年三月、熊野那智大社の先達良宗坊阿闍梨は、自分が世話している信徒の姓名を書き連らねているが、その中に芥川の都々磨や芥川の大進借住善順などがみえる〔米良文書〕。これが高槻の芥川に当時居住していたかどうか確証はないが、その名前を書き連らねた文書の年号に、南朝年号を使用しており、熊野新宮の別当湛誓勢が南朝方の有力な援軍であったことからみて、芥川氏に縁のあるものなかに南朝支持勢力があつてこれとつながり、このような宗教活動を通じながら組織されていた可能性がないわけではない〔保斗方太郎氏所蔵文書〕。

しかしこのように散在する南朝軍は次第に北朝軍の圧迫をうけ根絶にむかつていった。貞治(北朝)五(一三六〇)年十一月、摂津守護赤松光範は幕府の命をうけて、摂津国住人冠新左衛門と芥河等を討伐し、冠新左衛門の首級が侍所に届けられた〔中世〕。この頃、南北両朝の間では和睦の交渉がひそかにつづけられており、南朝方では楠木正儀がその任にあつてしたが、南朝方強硬派の非難をうけ、ついに管領細川頼之を頼つて、正儀は北朝に投降した。これが南朝正平二十四(一三六九)年、北朝応安二年のことであつた。このことで南朝方の基盤でもあつた河内国も重大な打撃をうけ、いよいよ南朝の末期が近づいたのである。

守護赤松氏 建武三(一三三六)年五月の兵庫湊川合戦を経て、七月の安満繩手での合戦にいたるまで、摂津地方は戦乱に明け暮れたが、そこでは摂津国の行政よりも現実の合戦に勝つための軍事情報が優先していたのはけだし当然のことであろう。しかし翌建武四年八月、摂津国の行政にあたる守護として、足利尊氏の勝利と幕府の建設に大きな貢献をした赤松則村(円心)の嫡子範資が補任されていることが



写120 義明・光祐譜文案（勝尾寺文書）

明らかである。その補任が何時まで遡りうるか明らかでないが、河内国の守護には建武三年十二月に細川顯氏がみえ、和泉国では建武三年五月に畠山国清がみえることから、摂津守護設置ももっと早いことであつたと思われる〔佐藤進「室町幕府」〕。足利方は国々に行政に当る守護とは別に軍事指揮に専念する国大将を配置することが多かつたが、摂津国大将として建武三年九月には仁木弥太郎義有がおり、勝尾寺々僧義明らがその指揮に属して、大勢を率いて高山庄に打ち入り、年貢を強制的にとり立てたり、対抗したりするものの追捕などにあたつたという。国大将は勝尾寺に兵糧米の供出を命じたり、さらに荘園から軍兵として住民を徴発したり、さらに武勇にたええないものは弓矢を調達するように命じたりしている〔『美面市史』第一卷〕。この国大将は、国の行政に責任をもつ守護をおしのけて、無制限に権限をふるうのではなく、弓矢を徴発するにしても守護にたいして協力をえるための通告をしなければならず、決して守護に命令を加えることはできなかつたらしい〔佐藤進「前掲書」〕。

守護も国大将も中央の幕府内の不安定な政治情勢を反映して、更迭も激しかった。暦応（北朝）二二（二三三

九)年七・八月頃は国大将であった仁木義有が守護になっていたといわれる。翌年、赤松範資が再任されていたが、彼の在任中、室町幕府内部で、足利尊氏とその執事である高師直と足利直義・高直冬との間に、基本的政策をめぐる主導権争いが起った。荘園領主である王朝貴族・大寺社勢力との妥協による幕府政権の安定策か、武士の利害を徹底して擁護し、荘園領主諸勢力を抑圧排除して幕府の強力化をはかるかということであった。前者が直義の立場であり、後者が尊氏・師直の主張であった。観応元(一二三〇)年十月、尊氏・師直は、九州にいた直冬討伐のため西下し、赤松範資の弟則祐はそれに加わり備中まで軍を進めていたが、十二月、直義が南朝後村上天皇に帰投を乞い、許されて男山に陣をかまえ、摂津・河内まで出陣した。尊氏は直冬討追を中止し、翌二年正月には、赤松範資の支援をえて、大渡で直義軍と戦ったのである。しかし直義の桃井直常が京都に攻めいって尊氏軍は敗北し、尊氏らは播磨国に入り、戦場は播磨に移った。当時赤松範資は手兵五〇〇余騎で湊川城を守っていたが、ここでも大敗した。尊氏・師直、そして赤松範資・則祐らは命脈つきたと思われたが、ここで尊氏と直義は講和を結んだのである。二月のことであった。

翌三月、護良親王の子兵部卿親王が後村上天皇から勲功の賞として播磨国栗栖庄の地頭職が与えられ、それを契機にかねてから南北両朝の和解を念じていた赤松則祐は、兵部卿親王を通じてそれを実現しようとした。しかし直義と尊氏の嫡男足利義詮の対立があらわとなり、七月には、両党の武將は領国に帰り、合戦の準備がはじめられ、和睦の工作は水泡に帰したのである。(高坂好「赤松」
[円心・則祐])

この重大な政治的交渉が叔父赤松則祐らによって進められている最中の四月八日、摂津守護で赤松家惣領の範資は京都七条の邸で急逝した。範資の長男光範に摂津守護職は安堵されたが、赤松家惣領職と播磨守護



写121 神内山付近 (市内神内一丁目)

職は、勲功すぐれ器量の人である則祐に与えられた〔高坂好書〕。

幕府内部の政権の座をめぐる対立が、南朝方と和睦し、手を結ぶという動きになってはねかえるし、赤松氏の本國である播磨国内には石塔氏いしとうしなど南朝勢も根強い勢力であったし、赤松氏自身も複雑な歩みを余儀なくされた。また赤松一族自身の内部対立が、播磨・摂津の政治的動向を流動的なものにしたのである。そして文和(北朝)元(一三五)年の末頃に赤松光範が摂津守護職を解任され、叔父則祐にそれが与えられた。その時光範は、二代の忠功を無にせられ、多年受領してきた守護職が改替されたことに憤をふくみ、恨を残すことになったという〔太平記〕。

神内山の このような赤松家の内部の動揺をみて頃や合 戦 よしと南朝軍が和田・楠木氏に率いられ

て、摂津国に攻撃をかけたという〔太平記〕(巻第三十二)。文和四年正月下旬、南朝軍の高直冬・山名時氏・石塔頼房らが中国山陰地方の兵を率いて京都に乱入した。尊氏は比叡山ひがいに逃れ、播磨国船庄ふねづかにいた足利義詮あしかがよしかんは赤松則祐とともに四国・西国の兵を結集して播磨を発つて東に向った。そして高槻市城内の「神南」の北にある峰に

陣をとったのが二月四日の早朝であったと『太平記』は伝えている。これは現在の「神内」の裏山であることに間違いない。八幡に陣をおいた南朝軍は、大将四条隆俊・法性寺康長ほうしょうじやうながにひきいられた和田・楠木・橋本・陶器たわがなどの紀伊・和泉・河内の兵と、山名師氏やまなもろぢがひきいた出雲・伯耆の兵とをあわせ数千騎の総勢となつて神内山の攻撃に向つたが、それは義詮到着二日後の六日のことであつたという。

一方迎えうつ足利軍は三方にわかれた。西の麓は赤松則祐・光範の弟師範の兵や、赤松則祐の舅にあたる幕府の権臣佐々木高氏（導營）の手兵らで固め、南の麓は、細川頼之こがやま・細川繁氏しげたけの西国・中国の兵が布陣した。義詮ほか導營・則祐ら幕閣は峰に本陣を構えたのである。険しい山中での混戦で、赤松師範は袖につけていた笠験を隠して山名師氏に近づき一太刀浴びせたと伝えられている。山名勢は勝にのり、義詮の本陣が手薄になることもあつたが、赤松則祐の奮戦でついに勝機をつかみ、河村弾正忠が山名師氏の身代りとなつて討死することもあり、南朝軍一敗地にまみれ、本陣を山崎に退き、山名時氏は淀に引きこもつた。

『太平記』は南朝軍の戦いに主眼をおいて描き、『源威集』は足利軍に焦点をあて、足利義詮が本陣の座に腰をすえて一歩も動かかなかつたことなどをあげている。激戦の模様がうかがわれ、谷をうめた戦死者の姿を彷彿とさせる。いずれにしても、南北朝内乱のなかで、両軍が数千人規模の兵を結集して戦うという大規模な合戦は、この神内山合戦をもって最後のものとする。

則祐は勝利をおさめ、三月中旬まで京都に滞在したのち、本国播磨に帰り、中断していた掛保郡の城山城の築城を再開するのである。山名時氏は、味方の戦死者の交名を、因幡の居城二上山麓にある岩常谷いわつねの満願寺に送って菩提を弔わせ、身代りになつた河村弾正忠の梟された首を北朝軍からもらひうけ、聖に白太刀一

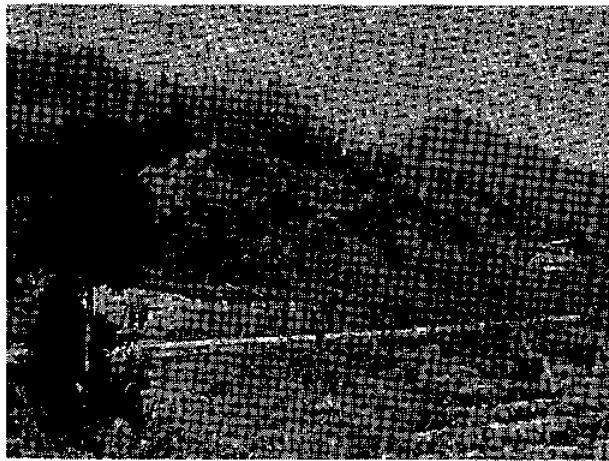
振を与えて後生の菩提を弔わせた。

赤松氏摂津 赤松則祐の台頭は彼自身の器量と武勇に
國から後退 もよる。しかしもう一つ重要な原因は、

政所執事など幕府の要職につき権勢をふるった佐々木京極
高氏（導誉）の娘を妻にしたことであつた。文和三（一三三五）
四年八月、九月頃から、赤松光範が摂津守護に再任さ
れ、摂津国内における莊園をめぐる紛争の処理や、西国か
ら兵庫島に運送されてきた年貢に対して同島の関所が非法
を加えたことに対する処理などをしてゐる。その間、延文

四（一三五九）年暮から幕府が畠山國清以下東国武士まで
も投入して展開された摂河泉地方の南朝追討軍への参加が
ある。大手の寄手であつた赤松光範は、摂津守護なのに敵
のため領地の半分も占領されてゐるとして、先陣を駆けて
渡辺に五〇〇余騎を率いてうち寄せたという。これに参加

した武士芥河岡三郎左衛門尉基茂が提出した軍忠状によると、彼は十二月二十六日に渡辺に発向して以来、
翌五年二月十五日の天王寺の陣にいたるまで宿直をしたといひ、激しい合戦に遭遇してゐたとは伝えていな
い。そして三月二十七日金剛山の北西にあたる津々山つづま（現在富田林市つづま）に移り、楠木一族である楠本らが



写122 平石城跡（南河内郡河南町）

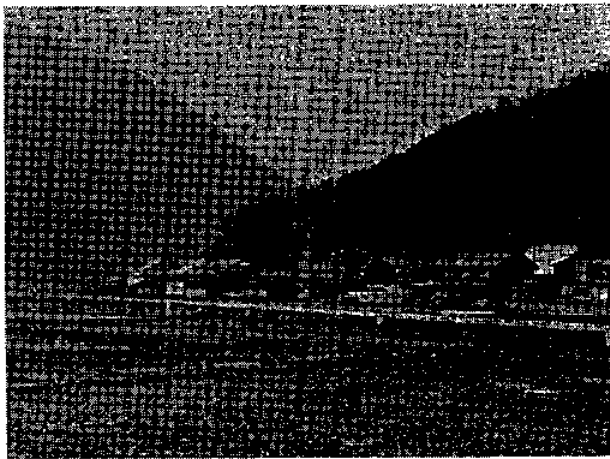
五〇〇騎をもって楯を籠っていた平石城(現南河内郡河南町平石)・龍山(現富田林市東条の竜泉城)の攻撃を連日
にわたっておこなっている〔中世一六〕。しかし畠山國清ひきいる全軍の士気は弛緩し、兵は疲れ、神社仏閣に
乱入して神宝を奪うし、獅子・駒犬(こまいぬ)を打ち割って薪とし、仏像・経巻を売って魚鳥を買うなど前代未聞の悪
行をしたと『太平記』は述べている。そしてこの幕府方の作戦は失敗し、その責任の一端を負わされたもの
か、赤松光範は延文五年の三月から十月までに摂津守護職を罷免されたようである。そしてこの罷免には
赤松則祐の舅たる佐々木高氏の策謀があったのではないかといわれている〔佐藤進一・前掲書〕。このように幕府軍中樞
部に動揺がひろがっていた頃でも芥河岡基茂は五月八日には赤坂楠木城攻撃に向っている。赤坂城は五月九
日に落城し、南朝後村上天皇以下女院・皇后らは観心寺にいたが、幕府兵がここまで攻撃するのではないか
との恐怖がひろがったという。

かくして佐々木高氏が摂津守護になった。もちろん彼も本国近江や京都に居住し、ほとんど任国摂津には
おらなかつたであろう。そして佐々木高氏も安泰ではなかった。貞治元(一三六〇)年八月、南朝軍が和田・
楠木に率いられて摂津国に乱入してきた〔中世一九〕。その時、現地で指揮をとつたのは守護代箕浦次郎左衛門尉
であったが、敗北して〔中世二〇〕、その責任を問われ、佐々木高氏は摂津守護職を罷免されている。その交替の
背後に、この年七月嫡子義将を管領にすえて幕政を握つた斯波高経の画策があつたらしい。この敗戦をたて
なおすために、摂津に投入された幕府軍の軍大將は斯波高経の子義種であつた〔佐藤進一・前掲書〕。

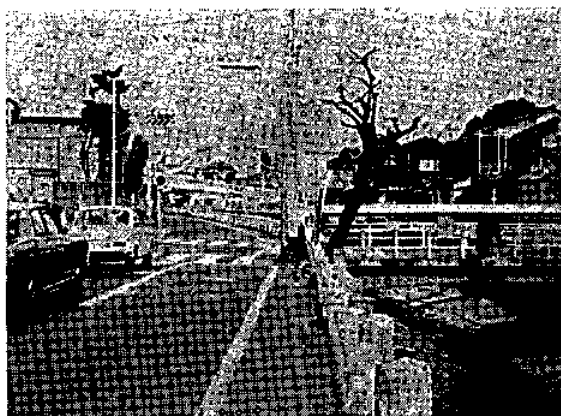
このあと摂津守護職は分割されて赤松光範が三任され、赤松則祐が再任された。さらに応安二(一三六九)
年正月、南北両朝の和議を南朝代表となつて内密にすすめていた楠木正儀が、南朝内部の強硬派から指弾さ

れたこともあって、幕府の細川頼之を介して北朝に帰投するとう劇的な事件がおこり、しかも楠木正儀が摂津国最南部にあって、南朝勢との接点ともいべき前線にあたる住吉郡を割いてその守護に任ぜられ、同四年十一月には、摂津国有馬郡が割譲され赤松則祐に守護職が与えられ、その子義則、孫満祐に世襲された。応安七年頃から摂津守護職が細川頼元に更迭され、さらに渋川満頼に遷任、さらに永徳（北朝）三（二三八三）年に細川頼元が再任された。この細川頼元は頼之の弟であり、楠木正儀が北朝に帰投したことから、南朝軍が摂津国などにはげしい攻撃を加えた時、赤松勢とともに正儀を支援する軍事行動を起したりしている。しかし正儀はかねて支持をえていた管領細川頼之が退任し、それと対抗する斯波義将が管領になって、幕府内で安住できなくなり、永徳二（二三八二）年閏正月、南朝に再投降したが、もはや南朝ではまったく重んじられず、死去した年月すら確かでない。

かつて赤松則村の勲功によって室町幕府内で重きをなした赤松氏は、三代將軍義満の時、一色・山名・京極とならんで京都の市政を担当する侍所所司に任ぜられ、これを交替で勤めるいわゆる四職の一家となっ



写123 赤松円心屋敷跡（兵庫県赤穂郡上郡町）



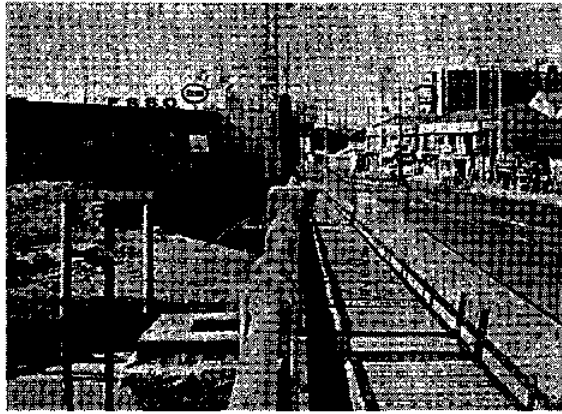
写124 湊川宿跡付近 (神戸市生田区)

た。鎌倉時代には播磨国佐用郡赤松村を本拠とする一土豪であった赤松氏も、播磨・摂津両国守護職をあわせ持つ名族となった。これらの抗争ではもちろん有力守護大名としての地位は失われなかったが、赤松氏は摂津守護職を喪失し、範資の流れをくむ家は惣領職を失い、則祐の一流が惣領職を世襲することとなったが、それは幕府政権中枢の動向とのつながりが大きな原因となったのである。

摂津守護代 守護はこの当時、任国内に居住して政務を執つていたのではない。京都または本貫(本拠)の

地にいたため、任国の行政は守護家臣のなかから選ばれた代官(守護代)が実務にあたったのである。守護が交替すれば守護代も遷任するのである。

建武五(一二三三)年(この年北朝は暦応と改元した)八月、尊氏の執事高師直は摂津守護赤松範資に対して、延びていた光明天皇大嘗会(だいじょうえ)挙行のため、摂津国内に段別三升の米を課するかわりに、段別三〇文の銭貨を課するよう命じた。この命令がでて約五〇日後、摂津守護代河江右衛門太郎円道が摂津国諸荘園の領主に対し、段別三〇文の大嘗会段銭を十月二十三日までに湊川の宿に運送せよと命じている〔中世九三参考〕。従来、大嘗会のような国家的な臨時の行事に関する費用としては段米・段銭が課さ



写125 神崎合戦地付近（兵庫県尼崎市）

れ、その業務は国衙の実施するところであったが、南北朝時代からここにみられるように幕府・守護の業務となり、これが幕府の支配が荘園のなかにまで及ぶ原因の一つとなった。さて守護代河江が段銭の運送地を湊川宿に指示していることから、ここに守護代が居住していたと考えてよく、ここが守護所であったとみてよからう。しかし湊川といえは、壮絶な湊川合戦がくりひろげられた場所であり、しかもこの湊川宿は交通の要衝であり、港湾として発展しつつあって問丸などもあるから、守護代の領国統治と問丸との結びつきが考えられないこともない。守護所と問丸との関係については、若狭国の場合守護山名時氏のととき守護所は小浜津の問丸心性のもとにあり、守護宿所は問丸道性にあつたし、一色義範のととき宿所は問丸本阿弥のところにあつたということなどによっても知られる『若狭国今高』。

守護代河江円道は、観応二（一三五二）年の正月一日、北摂の有力武士伊丹宗義と摂津国神崎で戦つて敗北を喫したという『北河原森』。守護代が国内の武士と戦わなければならないような事態が何故起つたのであろうか。それを明らかにするためには、貞和五（一三四九）年からの幕府内部の対立から説かねばならない。幕府内で荘園領主たる王朝貴族・大寺社勢力と妥協をしながら幕府権力を支えてゆこうとする足利直義派の

政策と、これを圧迫し対決して武士中心の強力な政権を樹立しようとする尊氏の執事高師直の戦略とが競合するようになった。翌観応元年、足利直義は南朝に帰服したのである。その時、伊丹宗義は直義党武士として南朝に帰し、足利尊氏・義詮・高師直派と対立する事態となった。この時、摂津守護赤松範資は尊氏に属し大渡で直義軍と戦ったのである。赤松則祐も浦上・間島らを率い、尊氏に加勢した。このような動きのなかで河江円道は摂津守護代という重要な地位にあり、戦ってついに破れたのだが、尊氏軍全軍も敗北を喫した。しかし二月には一旦尊氏と直義の和睦となり、師直は出家して一応の落着をみた。まだ幕府内部に不穏な局面が渦まいていたとき、観応二年四月に赤松家惣領範資が京都で急逝し、子の光範が守護を継いでから、守護代河江円道は登場しなくなり、守護代間島範清がみえはじめる。文和四（一三五五）年・延文二（一三五七）年には、東寺領垂水庄の支配をめぐり東寺雑掌と北摂武士吹田河内守・芥河垂水貞継らとの紛争を調停すべく努力している〔中世一四〕。

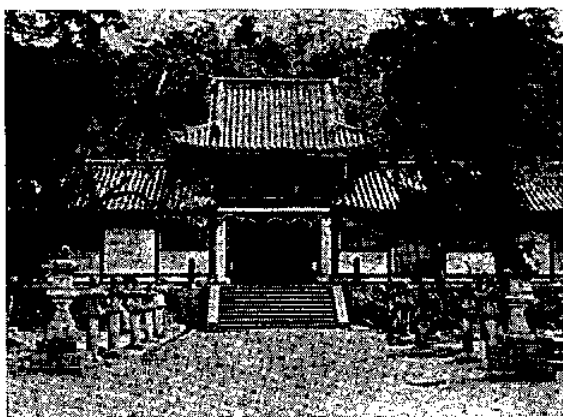
この垂水庄をめぐる紛争処理のため、文和三年に室町幕府は御教書を能勢左京亮に発し、芥河真上左近将監とともに、現地に行つて吹田三郎左衛門尉の乱暴をやめさせることを命じた〔中世一〇八〕。これはたまたま守護が空席であったためであったが、守護光範や守護代間島氏とは別行動をとつて、幕府から直々の命令をうけている芥河真上氏と能勢氏は、あるいは必ずしも守護に属さず幕府に直屬していた武士かとも思われる。いずれにしてもこのような武士が諸国に配置され、守護の領国支配に牽制を加えたこともあったのである。

幕府の権臣佐々木導管が摂津守護のときの守護代は近江武士箕浦次郎左衛門であった。彼が在任中の貞治元（一二六〇）年八月、南朝軍勢が和田氏に率いられて摂津国に進攻した。その時、守護佐々木導管は京都に

いて、守護代箕浦に百四五十騎ばかりの兵を副え、動員した摂津国の武士とその率いる五〇〇余騎とともに神崎に出陣し、同地の橋の中間部を二、三間ばかり焼き落し、迎撃態勢を調べ、激戦が展開された。そのうちに河原林弾正左衛門が討たれたのを見て、芥河右馬允は冷淡にも戦線を離脱しようとした。それを見た箕浦に「日頃の広言のほどにもない」となじられたが、一団となって撤退したという〔中世二〇〕。これは『太平記』の記事であって、幕府軍をことさらに弱兵に描くことが多く、直ちに信用はし難いが、芥河右馬允の行動のなかに、機をみるに敏な畿内武士の気風をうかがうことができるし、守護代箕浦の統率力のなさを示唆するものでもあろう。箕浦はここで敗北したのだが、その累は主君佐々木高氏に及んで、摂津守護職改替に波及したらしいことはすでに述べたところである。

守護赤松光範の守護代として、応安三（二三七〇）年頃から赤松範頭が登場する。この範頭は春日神人に危害を加えたという理由から、南都興福寺・春日神社の強訴が起り、応安七年五月、ついに赤松範頭は越後国に流罪にされた。このとき赤松遠江入道性準も上総国に配流されるなど、すべてで五人に累が及んだのである。そして『儀俄集』は、彼は配流地で死去したが、永和（北朝）元（二三七五）年正月、幕府からの要請により死後帰京の宣下が出され、赦免をうけたと記している〔中世二四〕。

第四節 南北朝内乱期の荘園・村落



写126 手向山八幡宮 (奈良市雑司町)

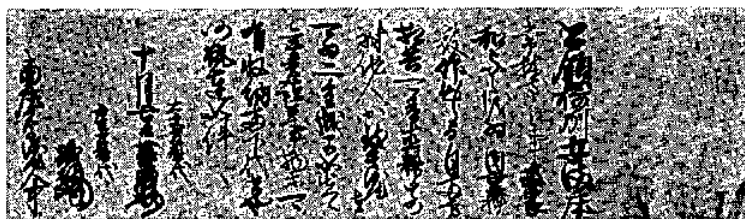
武士の南北朝内乱の主戦場となった摂河泉地方の荘園・村落は大きな損害をうけた。高槻地域は西
 荘園侵略 国街道・淀川という陸上河川交通路に沿っており、軍兵の往来もはげしく、敗走し追撃する
 軍兵によって、略奪放火されたことは記録にもみえるところである。そのみならず、高槻市域内で戦われ
 た合戦として安満繩手合戦・神南(内)合戦があり、田島山野が蹂躪された。また高槻地域に本拠をもつ武士

たちが参陣する時、農民が雑兵・役夫として徴発されたこともしばしばであったろう。このような被害のみならず次のような形で荘園年貢が武士によって奪われた。

観応三(一二五〇)年七月、もともと禁裏御領たる法金剛院領荘園であった土室庄の雑掌として支配にあたっていた盛円は、当庄の地頭水室七郎次郎貞家や弟の三郎らが、この荘園は去年以来兵糧料所として守護(赤松範資か赤松光範)から預け置かれたと称し、自分(盛円)に所務をとらせず、年貢以下を押し取ったと訴えている。そして、これは非法の限りであるからこのことを寺家から幕府に訴え、幕府からこれを中止せよとの御教書を守護に下してほしいという言上状を提出した(中世)。守護が国司・領家の年貢を取り立てると称し、仏神の用途を催促するのだと号して、使者として武士を所々に派遣し民屋を追

捕すること、また守護が兵糧として借用するのだと号して農民の財産を責め取ったりすることなどが横行し幕府はこれを禁止している〔幕府追加法貞和二年十二月十三日沙汰〕。また観応二年、摂津守護が土室庄を兵糧料所として指定し、地頭水室貞家らが年貢などを押し取ったその年、足利義詮は直ちに次のような命令を出している。諸国の地頭・御家人らが所々を押領することは濫悪の至りであり、誠にいけないわけにはゆかない。嚴重にそれを禁止するところである。もしこれに服さないものに対しては、所領の半分を没収し、所々を押領した以後に収納した年貢は返進すべきである。没収すべき所領のないものは遠流に処すると。このように幕府から敵命がでていても守護赤松が無視したのかも知れないし、また地頭が遵守しなかったことも考えられる。当時、直義は尊氏・義詮と対立していたこともあり、たとえばかれらが直義党に属していたならば、守護から預けられたと称するのははじめから虚構であり、もともと義詮の敵命に服すべき筋合もなかったのである。このような幕府内部の混迷を深めた状況のなかで、荘園が武士によって現実に侵害された時、それを荘園領主側がどのような手続で解決してゆくか、その手段すら明らかでなかったのである。

観応三年七月二十四日、幕府は南北朝の一时的和睦（正平一統）が決定的に破算したのち、近江（滋賀県）美濃（岐阜県）尾張（愛知県）三カ国の荘園年貢の半分を一年間分だけ割いて、守護の兵糧料所にあてることが発令した。いわゆる半済令公布である。そしてさらに翌八月二十一日には、幕府軍が出陣していた次の国々を半済令実施国として追加した。伊勢・志摩・伊賀（以上三重県）と和泉・河内である。ここでは摂津国内の荘園は半済令適用をまぬがれている〔鎌倉幕府追加法〕。しかし観応二年、摂津国で実施された荘園を兵糧料所として一方的に守護が指定したことが、幕府によって制度化されたのである。これは一年限りであったが、応安



写127 大宮英為・壬生識行連署奉書〔折紙〕(常林寺文書)

元(一三六八)年にふたたび發布された半済令は全国に拡大され、しかも永年の法となったのである。この半済令は荘園にとって大きな打撃であったが、北朝足利方にとっては諸国の武士の実利主義を刺激し、自陣営に誘いこみ、守護勢を拡大する要因となった。

永和二(一三七〇)年七月、細川頼元が摂津守護であった時、水無瀬庄半済分が東大寺の手向山八幡宮造営料所として寄進されたにかかわらず、守護代奈良五郎衛門尉が不当にも代官を派遣してきて違乱しているなどと東大寺衆徒が訴えていて〔中世四六〕、半済は確実に実施され、守護代といえども一旦手に入れたものはあえて非合法な方法を通じて、手離そうとしなかったことを暗示している。

代官の荘園 法金剛院領荘園土室庄に対する地頭水室貞家の非法は退けられ、私物化 新らしく「ほうふく寺」が地頭に任命された。そして地頭代官として庄主しやうしゆの僧が派遣されてきた。庄主とは禅宗寺院の東班衆に属する僧で、寺の維持管理・財政経営などに従事することを職掌としていたもので、会計事務などに長けていた。そのため自分の寺の荘園のみならず他家の荘園などにまで関係をもつて荘園の現地に赴き、代官として年貢収納などに当ることが多かった。このような荘園代官として活躍している禅僧のことに限って「庄主」とよびならわされていた。したがってこの庄主をかならずしも土室庄地頭「ほうふく寺」内の僧

と云いきることはできない。この代官たる庄主がさきの地頭氷室氏のように領家方年貢と庄内三名半（領家と地頭方とで二分されていて、双方で支配していたものか）分の年貢との全額を押領することはせず、領家年貢は法金剛院に納入してきたが、三名半分の年貢については、前地頭が納入していなかったことを理由にこれを私したことが明らかにされ、そして庄主を代官にした地頭に善処されるよう訴えている〔中世〕。

安満庄は大きな莊園のようだが、その一部が常林寺領となっていた。常林寺は京都双が岡の西南の地常盤谷にあった寺で、一一世紀末頃、小槻祐俊によって建立したものである。小槻家が宮中のことを掌り、のち太政官の文書を保管することなどの重職を占めてきたこともあって、常林寺領安満庄は中央政府とのつながりの強いものであった。しかし南北朝内乱期の混乱のなかにあって、大宮官務家と壬生官務家（小槻家）との紛争が起つたらしく、北朝天皇から調停案が出されて和議が成立している。そして両方がともに下代官を派遣して直務支配することを確認し、名主・沙汰人に対して、もしこれ以外のものに年貢・諸公事を納入しても決して当方としては免除せず、規定通りに徴集するから庄民にとっては「二重成」〔同じものを二度納める〕になると警告している〔中世〕。この常林寺領安満庄の庄田面積は不明だが、代官給田であろうかと思われるものが五段あり、農民は田植・草取などに徴発されているから、この給田は直轄地として直接経営がおこなわれていたと想定され、また木藁なども公事として負担している〔中世〕。この木藁などは、代官が現地にいる間の燃料や〔中世〕、また京都の常林寺まで運上されて、やはり燃料またはその他の雑用に供されたものと思われる。

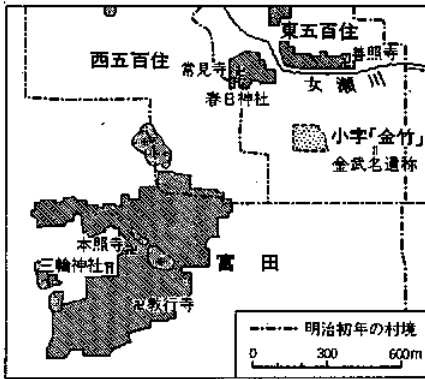


図189 金武名付近略図

注：集落の輪郭は明治前期のもの

荘園のさま 高槻地域における重要な荘園の一つに富田庄がある。これは南北朝時代、中央官衙大炊寮領のさまざまな動き 富田御稻田として記録にみえる。大炊寮とは、南朝の権臣北畠親房が著述した『職原鈔』によれば宮内省に属し、諸国の稲田や公私の熟食の事を司り、その頭（長官）にその当時には大外記中原師遠の子孫が世襲していて、これで多くの収入を確保していたと述べている。

この富田御稻田からの負担は毎月五斗を天皇の食事のことを掌る内膳方へ、一斗は諸国の氷室・饗粥を掌る主水方の御粥料に貢納するほか、「おこわ」や平野祭の神供などにあてられていた。この富田御稻田がきわめて美田であり、そこで収穫される米は天皇の食膳に供される。しかし右衛門尉貞直なる人物によって富田御稻田の事実上の現地支配権が買得され、しかも南北朝内乱初期、洪水のため荒地となったり、芥河一族などによって押領せられたりして、年始の公事として、正月毘沙門講のための三〇〇文と小舎人所の酒肴料一〇〇文が納まるにすぎなくなっていた。この富田は貞直から妙一房に譲渡され、さらに沙弥友阿に譲渡されたらしい。友阿は得分のうちから三貫文を割いて、和泉女房の衣料代として進めていた。この友阿が相伝した職は富田御稻仕女職といわれた。天皇の食事に供されるいわば神聖な稲であるという觀念から、あるいは未婚の女性だけによって農作業がおこなわれていたため、このような呼び方が使われてい

たのかも知れない。友阿は観応元（二三五〇）年七月、この富田御稻仕女職を二分割して、それぞれが死去したあととは貞直の嗣子に返却するという条件で息女二人に譲った。しかし国尚なるものがこれを息女に手渡さないまま過ぎていったらしい。姉の方は勘解由小路兼言の妻となった。そして貞治三（二三六四）年四月頃からこの勘解由小路兼言の妻が小外記中原師守を介して仕女職に改めて補任されるよう働きかけ、六月十七日に大炊寮下文をえて仕女職に補任された。そして二十日に安堵料三〇〇疋を進上し、残一〇〇疋を妹の清原氏女弟亮心房が納めた〔中世二五〕。この富田御稻仕女職は一般荘園でいえば預所職と呼ばれるものに当るものであるが、これが女性に相伝される点で珍らしい例である。それが買得という方法で集積され、また在地武士によって現地が押領される不安定な動きを知ることができる。

現在、東五百住地区の小字に「金竹」とよばれる約一町歩ばかりの面積の土地がある。これは中世には「金武名」とよばれる名田であって、もともと二町歩の面積があったという。この金武名は、もと皇室領たる室町女院領であったが勧修寺経量（治部卿、道号忍乗）が領家職を拝領した。ところが子息である経春と定量が若くして死去したので、永和元（一二七五）年三月、経量は孫であった定宜にこの金武名のほか美濃国山上庄・備中国大島保四分の一・播磨国銚万津別符（備前）越中国糸岡庄などの私領を譲与した〔中世二四四〕。そして勧修寺経量は丁度二年後の永和三年三月十日に六六才で死去した。この定宜への譲渡は、四年後の康暦（北朝）元（一二七九）年九月、萩原宮から令旨がだされ確認された〔中世二四八〕。萩原宮とは花園天皇の第一皇子で、直仁親王といひ北朝崇光天皇のもとで皇太弟に立ったが、観応二年に尊氏が直義との争いから南朝に降った時、天皇とともに皇太弟の地位も廃止され、北朝の光厳・光明・崇光三上皇とともに北皇顯能に捕えられ、翌年三

月、楠木の本居である河内東条に移され、さらに六月上旬には吉野賀名生^{あき}まで遷された。しかし直仁親王だけはその月の下旬に見張りの武士の酔っている隙に、夜陰に乗じて京都に還ったともいい^{〔高柳光寿、また足利尊氏〕}、また延文二（一三三七）年二月、三上皇とともに金剛寺から帰京したともいう^{〔佐藤進一、南北朝の内訌〕}。しかしすでに北朝天皇として後光厳が即位していたので帝位につくことなく入道して、父花園上皇の御所であった萩原殿に住していたので萩原宮とよんだ。このような教寄な運命を辿った萩原宮がこのもともと皇室領であった金武名の本所職を得て、なにがしかの生活の支えになっていたことと思われる。この金武名はさらに勧修寺定宣から明深房経増に譲与された^{〔中世一五二〕}。